# 第6回阿蘇市議会会議録

- 1. 平成 30 年 11 月 30 日 午前 10 時 00 分 招集
- 2. 平成 30 年 12 月 3 日 午前 10 時 00 分 開会
- 3. 平成 30 年 12 月 3 日 午後 1 時 44 分 散会
- 4. 会議の区別 定例会
- 5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6. 出席議員及び欠席議員

### 出席議員

| 1  | 番 | <u>\frac{1}{1}</u> | 石 | 昭 | 夫 | 2  | 番 | 竹 | 原 | 祐 | _ |
|----|---|--------------------|---|---|---|----|---|---|---|---|---|
| 3  | 番 | 岩                  | 下 | 礼 | 治 | 4  | 番 | 谷 | 﨑 | 利 | 浩 |
| 5  | 番 | 遠                  | 田 | 浩 | 文 | 6  | 番 | 菅 |   | 敏 | 德 |
| 7  | 番 | 市                  | 原 |   | 正 | 8  | 番 | 森 | 元 | 秀 | _ |
| 9  | 番 | 加                  | 﨑 | 德 | 雄 | 10 | 番 | 大 | 倉 | 幸 | 也 |
| 11 | 番 | 湯                  | 淺 | 正 | 司 | 12 | 番 | 田 | 中 | 弘 | 子 |
| 13 | 番 | 五.                 | 嶋 | 義 | 行 | 14 | 番 | 髙 | 宮 | 正 | 行 |
| 15 | 番 | 古                  | 澤 | 或 | 義 | 16 | 番 | 冏 | 南 | 誠 | 藏 |
| 17 | 番 | 古                  | 木 | 孝 | 宏 | 18 | 番 | 田 | 中 | 則 | 次 |
| 19 | 番 | 井                  | 手 | 明 | 廣 | 20 | 番 | 藏 | 原 | 博 | 敏 |

# 欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

| 市長           | 佐 藤 | 義 興 | 副市      | 長 | 和  | 田 | _  | 彦 |
|--------------|-----|-----|---------|---|----|---|----|---|
| 教 育 長        | 阿 南 | 誠一郎 | 総 務 部   | 長 | 髙  | 木 |    | 洋 |
| 市民部長         | 宮崎  | 隆   | 経済 部    | 長 | 吉  | 良 | 玲  | 二 |
| 土 木 部 長      | 阿部  | 節 生 | 教 育 部   | 長 | 市  | 原 |    | 巧 |
| 総 務 課 長      | 村 山 | 健一  | 福 祉 課   | 長 | 本  | 山 | 英  | 二 |
| 農政課長         | 佐 伯 | 寛 文 | 建設課     | 長 | 中  | 本 | 知  | 己 |
| 財 政 課 長      | 山 口 | 貴 生 | 教 育 課   | 長 | 日  | 田 | 勝  | 也 |
| 農業委員会事務局長    | 園 田 | 達也  | ほけん課    | 長 | 藤  | 田 | 浩  | 司 |
| 観 光 課 長      | 秦   | 美保子 | 住 環 境 課 | 長 | 古  | 閑 | 政  | 則 |
| まちづくり課長      | 荒木  | 仁   | 水 道 課   | 長 | 浅久 | 野 | 浩  | 輝 |
| 阿蘇医療センター事務局長 | 井 野 | 孝 文 | 波野支所    | 長 | 加  | 藤 | 勇二 | 郎 |

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 嵜 寛 二 議会事務局次長 山 本 繁 樹

書 記 山 本 悠 未

#### 9. 議事日程

#### 開議宣告

#### 議事日程の報告

| 日程第 1 | 議案第 76 号          | 阿蘇市地域振興基金条例の制定について                                   |
|-------|-------------------|--|
|       | <b>歌杂牙 (1)</b> /2 | 10H (#X 11) 11H HW 11N 44H 74K (#F 17H V ) HH (#F (C |

日程第 2 議案第 77 号 阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の

提供に関する条例の一部改正について

日程第 3 議案第 78 号 阿蘇市行政不服審査手続等条例の一部改正について

日程第 4 議案第 79 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について

日程第 5 議案第80号 平成30年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

日程第 6 議案第81号 平成30年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

日程第 7 議案第82号 平成30年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につい

日程第 8 議案第83号 平成30年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について

日程第 9 議案第84号 平成30年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について

日程第10 議案第85号 平成30年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について

日程第11 議案第86号 平成30年度阿蘇市水道事業会計補正予算について

日程第12 議案第87号 平成30年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

日程第13 議案第88号 市道路線の廃止について

日程第14 議案第89号 市道路線の認定について

日程第15 議案第90号 工事請負契約の変更について

日程第16 議案第91号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

日程第17 議案第92号 訴訟の和解について

#### 午前 10 時 00 分 開議

### 1 開議宣告

### ○議長(藏原博敏君) それでは皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

### 日程第1 議案第76号 阿蘇市地域振興基金条例の制定について

〇議長(藏原博敏君) 日程第 1、議案第 76 号「阿蘇市地域振興基金条例の制定について」 を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(髙木 洋君) おはようございます。

議案書の1ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第76号、 阿蘇市地域振興基金条例の制定についてご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますけれども、めくっていただきまして2ページ目、下をお願い申し上げます。本件につきましては、市民の連携強化と地域振興等を目的とする事業の推進を図るため、合併特例事業債、俗に言う合併特例債のソフト事業分を活用した基金を設置し、適正に管理する必要があることから本条例を制定するものであります。

戻っていただきまして、1ページ目になります。

まず、第1条の設置の目的でございます。重なりますけれども、設置の目的といたしまして、市民の連携強化と地域振興等を目的とする事業の推進を図るために、地方自治法の規定に基づき阿蘇市地域振興基金を設置するものでございます。

第2条になります。積み立てに関しましては、一般会計歳入歳出予算で定める額といたしております。なお、この件、積み立てる額につきましては、今回補正予算にも計上をさせていただいているところでございます。

第3条になります。管理につきましては、基金に属する現金は、金融機関への預金、その 他最も確実かつ有利な方法により管理。また第2項といたしまして、必要に応じまして最も 確実かつ有利な有価証券に変えることができるといたしております。

第4条、運用益金の処理につきましては、基金の運用から生じる収益、これにつきましては一般会計の歳入歳出の予算に計上し、この基金に編入するものといたしております。

第6条になります。基金の処分といたしましては、市民の連携強化と地域振興等を目的と する事業に必要な経費に充てる場合に限って、予算の定めるところによる基金の全部または 一部を処分することができるとさせていただいております。

なお、施行につきましては、条例公布の日から施行といたしているところでございます。 補足の説明をさせていただきます。補正にも一部計上させていただいておりますけれども、 積立金の財源といたしましては、合併特例債ソフト事業分 95%を充当、また合併特例債で ありますので、この充当した分については後年度において元利償還金の 70%が基準財政需 要額として普通交付税に算入されることになります。基金の運用につきまして、基金取り崩 しの前年度までに償還が終わった額の範囲内で活用が可能となっております。具体的な使途 といたしましては、連携強化に資する事業、旧町村の枠を超えた一体感の醸成に資する事業 といたしまして、昨日行われました駅伝大会でありますとか、各種スポーツ大会、また夏祭 り、地域の枠を超えたイベントの開催に要する費用、光ネットワークや乗り合いタクシーに 要する費用の財源として充当をいたすことにしております。併せまして、市町村単位の地域 振興に資する事業といたしまして、区長会や公民館活動の補助等に要する費用の財源として、 今後活用する予定といたしております。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議をよろしくお願い申し上げます。 以上になります。

〇議長(藏原博敏君) これより、議案第76号から議案第92号までの質疑は、ご承知のように会期中の日程に従って、各常任委員会に付託をされます。従って、自己の委員会の件についての質疑はご遠慮願いたいと思います。

それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、五嶋義行君。

O13 番(五嶋義行君) 13 番、五嶋です。

合併特例債、合併をしたがゆえになかなか有利な起債を使えるということで、これが使える年限が規定されておりますので、それが過ぎるからこういう形で基金として貯め置くと。なかなか知恵のあることだなと思っております。だから、非常にそういう形で将来のためになる条例ではないかなと思っております。

以上です。

○議長(藏原博敏君) 他にありませんか。

4番、谷﨑利浩君。

○4番(谷﨑利浩君) 4番、谷﨑です。

第3条の第1項と第2項について質問いたします。ちょっと問題が潜んでいるかなと思いますので、問題提起として質問させていただきます。

3 条第 1 項、金融機関への預け入れ、確実な方法と書いてありますが、確実というのは 100%は中々ないので、こういう金融機関が破綻したとき、民間は 1,000 万円ぐらい補償期間があるんですけれども、こういった市の基金の場合は補償期間、金融機関が破綻したとき はどうなるのかというのを一つ質問いたします。

それと、3条第2項、有価証券を買う場合、書いてありますけれども、基本的に有価証券 を買って運用することはないので書く必要ないんじゃないかと思いますが、買う場合に議会 に諮るのか、幾ら以上だったら議会に諮るのか。そういった運用規定も含めてつくっていく のか。

そのことについて、2点お尋ねいたします。

- 〇議長(藏原博敏君) 財政課長。
- **〇財政課長(山口貴生君)** おはようございます。ただ今のご質問にお答えをしたいと思います。

金融機関が破綻した場合等につきましては、ちょっと前例とかもございませんのでわかりかねるんですけれども、多分補償の範囲ということでの取り決めが先にあるかと思います。

2 点目の有価証券に代えることができるという部分につきましては、実際、確かにご指摘

のとおり、こういった方法での運用はしておりませんので書く必要がないということはない んですけれども、代えて有利な運用ができて、その運用益が生じるようなときには、こうい う方法をとったほうが財政的には運用益が上がりますので、こういう方法をとることがある かと思います。ですので、こういう条例については、文言が残るところでございます。

議会に諮るところについては、あくまでその予算上の金額だけしか計上はいたしませんので、有価証券に変えるというところでは議会に諮ることはないかと思います。

#### 〇議長(藏原博敏君) 谷﨑利浩君。

○4番(谷崎利浩君) この条文を書かないほうがいいというのは、一つは専決でずるずる 有価証券を買われて損を出されても困る、運用規定もない中での条例なので、これは書かん ほうがいいと思うんですけれども、それについて、もう一度お調べしていただきたいし、ご 見解があればいただきたいんですけど。

もう一つの問題として、今、国の借金と地方の基金のバランスが非常に崩れていることはわかっているところだと思いますけれども、国側の課題として、国にはたくさんの1,000 兆円を超える借金があるのに地方には基金が貯まっていっていると。そういった中で、交付税が足りないときには臨時財政対策債を使って地方に借金をしてもらって、交付税の代わりにしているという現状があります。その中で、1,000 兆円を超える国債が発行されているんですけれども、この国債が、先日もテレビでありましたけれども、未達、要は国債が売れない時代が来る可能性がある前に、こういった基金があると、逆にこの基金で国債を買ってくれという国からの話も出てこないとも限りません。ですから、有価証券を買うという条項は書かないほうが、議会に聞かないとわかりませんとか、運用のときに議会に聞かないとわかりませんという一つの防波堤をつくっておいて、国債を買ってくださいとか、そういった状況になったときには断る理由も含めて考えて条文は書かないほうがいいと思うんですけれども。その2点について、ご答弁をお願いします。

#### 〇議長(藏原博敏君) 財政課長。

○財政課長(山口貴生君) はじめに、2 点目のご質問からお答えしたいと思います。議会に諮る、諮らないというところは、もう一度ちょっとお調べしてお答えをしたいと思います。 1 点目の基金の積み立てが、国が借金漬けなのに市町村は貯金をしているというような指摘は、確かにあります。ですが、阿蘇市の場合、他のところと比較しても基金の残高は少のうございますし、これまでに平成 24 年、28 年と大きな災害を経験し、いやというほど財政が必要なときに必要なお金がないということを実績として実感しております。ですので、必要な分は基金を積み立てなければならないということだけは間違いないと思っております。今回の振興基金については、合併した市町村がその人口の規模によって積み立て上限の金額が決まっておるんですけれども、予算のところで説明しようと思ったんですけれども、阿蘇市の場合、2 年間で 17 億 5,500 万円ほどの積み立てを行う予定でございます。この金額は、今言いました計算の上限の金額でございます。部長の議案の説明でありましたとおり、95%の充当と 70%の交付税措置がある。実質、阿蘇市の負担が 33.5%です。ですので、17 億 5,500 万円のうち 6 億円足らずの金額の負担で 17 億 5,500 万円の基金を積み立てることが

できるという、とても有利な基金です。イベント等、ソフト事業に充当できますので、既存の事業に振り替えることで、新たな財源を生むことができますし、新たなソフト事業を更に促進させるような効果もあると思っておりますので、この基金はとても有利で重要な基金だと思っております。

- 〇議長(藏原博敏君) 谷﨑利浩君。
- ○4番(谷崎利浩君) これは、合併特例債の代わりになるような基金なので、恐らく短期である程度使ってしまうと思うんですけれども、他の基金条例も含めて、この第2項については、もう一回熟考されたほうがいいんじゃないかと思います。議会も通していただきたいし、議会というワンクッションを置いて有価証券に変える、あるいは運用規定を、あるいは運用条例を1項加えるとか、そういったことをして一つの歯止めをつくったほうがいいと思うんですけれども、ご意見があれば。
- 〇議長(藏原博敏君) 財政課長。
- **○財政課長(山口貴生君)** 運用についてでございますけれども、部長の説明にもありましたとおり、2年間で17億5,500万円積み立てても、その全額が使えるというわけではございません。翌年度以降、その償還をした範囲内で、その事業に充てることができますので、要は借りたお金を返す、その返した範囲内で事業ができるというものでございます。
- ○議長(藏原博敏君) 他にありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(藏原博敏君) 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 2 議案第 77 号 阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

〇議長(藏原博敏君) 日程第 2、議案第 77 号「阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(髙木 洋君) 議案書の3ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第77号、阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますけれども、本件につきましては、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うために本条例を改正するものであります。

めくっていただきまして、4ページ目の新旧対照表にて、ご説明をさせていただきます。 今回、一部改正を行いますのは、別表第2中、一番右の列の3段目になってきます。特定 個人情報、この区分の一番下の項になってきております。改正前の「生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の給付に関する情報」、この項目、文言を上位法の改正に伴いまして「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは就学準備給付金の支給に関する情報」に改めるものでございます。個人番号、いわゆるマイナンバーを用いて事務の効率化等を図るにあたっては、条例に定められた事務に限って個人番号の利用及び特定個人情報を提供することができるとされているところでございます。今般、上位法の改正によりまして、進学準備給付金の創設がなされましたので、本条例の一部を改正いたしております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

- O議長(藏原博敏君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。 [「ありません」と呼ぶ者あり]
- ○議長(藏原博敏君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

# 日程第3 議案第78号 阿蘇市行政不服審査手続等条例の一部改正について

〇議長(藏原博敏君) 日程第 3、議案第 78 号「阿蘇市行政不服審査手続等条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(髙木 洋君) 議案書の5ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 78 号、阿蘇市行政不服審査手続等条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございます。本件につきましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本条例の一部を、所要の改正を行うために今回上程させていただいております。

6ページ目、新旧対照表において詳細を説明させていただきます。

今回、一部改正を行いますのは、第 25 条中「日本工業規格」とあるのを、法の改正に伴いまして「日本産業規格」に改めるものでございます。

不正競争防止法等の一部を改正する法律につきまして、平成30年5月30日に法律が公布されております。来年7月1日から施行されることになりますので、今回、上位法の改正によりまして、従来の「日本工業規格」という名称から「日本産業規格」と改称されましたので、条文中の文言の改正を行うものとなります。

ご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(藏原博敏君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(藏原博敏君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

### 日程第4 議案第79号 平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について

〇議長(藏原博敏君) 日程第 4、議案第 79 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

**〇財政課長(山口貴生君)** おはようございます。

ただ今議題としていただきました議案第79号、平成30年度阿蘇市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

別冊1の1ページをお願いいたします。

はじめに、第 1 条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15 億 2,849 万 4,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 187 億 9,576 万 5,000 円といたしております。 第 2 表の債務負担行為補正、第 3 条の地方債補正につきましては、5 ページと 6 ページで 説明をしたいと思います。

はじめに、5 ページをお願いいたします。第 2 条の債務負担行為補正でございます。表中の事項にあります畜産経営体質強化支援資金利子補給とありますのは、いわゆるクラスター事業のことでございまして、クラスター事業を行う事業主体が、この資金を借り入れた場合に 10 年間に限り、県や市など、4 つの機関からの利子補給があるんですけれども、利子補給の利子の助成をするというような制度がございます。基準金利が 1.7%なんですけれども、このうち県が 0.08%、市が 0.02%の利子補給を行うことになります。今年度に事業主体が借り入れを行いまして、来年、平成 31 年度から償還が始まりますので、平成 31 年度から平成 40 年度までの 10 年間、県と市の利子補給分 148 万円を債務負担行為として計上いたしているものでございます。

続いて、6ページをお願いいたします。第3条の地方債補正でございます。追加で3つの 事業を計上しておりますけれども、この3つにつきましては、今回の補正におきまして新た に借り入れを行う事業の分でございます。下の変更とありますものは、事業費の確定により まして4つの事業については起債の限度額を変更しているところでございます。

12 ページをお願いいたします。歳入につきましては 9 ページからあるんですけれども、 負担金補助金につきましては、歳出で説明をしたいと思います。

12 ページの中ほどでございます。後ほどの中通財産区にも関連がございますので説明を加えておきます。款 16 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入、節 1 土地建物貸付収入、説明の欄にKDD I、携帯の中継基地局ですね、これの土地の貸し付けとして、それぞれ 1 万円、2 万 1,000 円、1 万 5,000 円の収入があるところでございます。

このページの一番下でございます。款 17 寄附金、項 1 寄附金、目 1 総務費寄附金、節 1 総務費寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金の増加分を見込みまして 3,000 万円を追加して 1 億円といたしているところでございます。

次に、13ページをお願いいたします。款 21 市債、項 1 市債、目 1 総務債、節 1 総務管理 債、先ほど条例にございました地域振興基金事業に伴います合併特例債として 12 億 5,000 万円の借り入れを行うところでの予算計上でございます。 16 ページをお願いいたします。これからが歳出になります。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 19 地域振興基金費、節 25 積立金でございます。今借り入れを行いました 12 億5,000 万円と、その他の 1,418 万 8,000 円、一般財源の 5,160 万 2,000 円を加えた 13 億1,579 万円を今年度振興基金として積み立てる予定でございます。先ほど説明しましたように、2 年間で 17 億 5,527 万 7,000 円、上限いっぱい積み立てる予定でございます。

17 ページをお願いいたします。款 2 総務費、項 4 選挙費、目 8 熊本県議会議員選挙費に つきましては、平成 31 年 4 月 7 日執行を予定されております熊本県議会議員選挙におきまして、選挙が 4 月に入ってすぐに行われることから、平成 30 年度から準備に取りかからなければなりません。ですので、本年度執行を予定しております歳出につきまして、総額 430 万 9,000 円を計上いたしているところでございます。

19 ページをお願いいたします。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 8 後期高齢者医療費、節 19 負担金補助及び交付金でございます。説明の欄にありますように、今年度の負担金につきましては 551 万 1,000 円の減額、平成 29 年度分につきましては精算によりまして1,368 万 3,000 円の増額、合わせて 804 万円を増額補正いたしております。

20 ページをお願いいたします。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節20扶助費でございます。育児手当につきましては、対象児童の増加によりまして350万円の増額補正を行ってございます。

21 ページをお願いいたします。目 3 児童運営費の節 23 償還金利子及び割引料でございます。説明の欄に子ども・子育て支援交付金、国・県補助金返還金(平成 26 年度分)とあると思います。なぜ平成 26 年度分かと申しますと、実際会計検査が行われたのは、平成 27 年度でございます。ですが、平成 28 年に熊本地震が発生した関係で、この事務については留保されておりました。今年度、このときの指摘の償還金につきまして返還を求められましたので、2 つについて予算を計上しております。

22ページをお願いいたします。款3民生費、項3生活保護費、目2扶助費、節20扶助費でございます。医療扶助分の増加に伴いまして4,711万円の増額を行ってございます。

このページの下でございます。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、節 28 繰出金でございます。説明の欄にありますとおり、阿蘇市病院事業会計繰出金として 4,681 万 6,000 円の増額補正を行っております。

23 ページをお願いいたします。款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費、節 19 負担金補助及び交付金でございます。説明の欄にございますように、産地パワーアップ事業補助金として、JA阿蘇が行いますソバ収穫に伴いますコンバイン 3 台の購入に伴いまして 1,443 万円の助成を行うものでございます。

25 ページをお願いいたします。款 6 商工費、項 1 商工費、目 4 施設管理費、節 15 工事請負費でございます。説明の欄の 1 行目でございます。仙酔峡ロープウェイ鋼索撤去等工事といたしまして 7,500 万円を計上いたしております。これにつきましては、仙酔峡につきましては来年 4 月からの開園を予定しておりますが、その後、観光客や登山客の安全を考慮し、熊本地震発生後、危険となっておりますワイヤーケーブル等の撤去を行う工事として 7,500

万円の予算を計上いたしております。

目 12 ふるさと納税費、節 13 委託料でございます。歳入で申しました歳入の増加に伴いまして、一括代行業務委託料についても 1,210 万円の増額補正を行ってございます。

27 ページをお願いいたします。款 7 土木費、項 5 住宅費、目 3 災害公営住宅建設費、節 15 工事請負費でございます。これにつきましては、資材や労務の経費の増加分に伴いまして 6,100 万円の増額補正を行ってございます。

30 ページをお願いいたします。款 9 教育費、項 5 保健体育費、目 2 体育施設費、節 15 工事請負費でございます。説明の欄の 1 行目につきましては、アゼリア 21 のポンプ修繕に伴います修繕工事に 1,000 万円、下の乙姫体育館の防災機能拡充工事につきましては、現在工事を行ってございますけれども、H鋼に腐食が見られまして、その対策工事として 720 万円の増額、追加補正を行っているところでございます。

31 ページをお願いいたします。上から3つ目の表です。款10災害復旧費、項6その地公共公用施設災害復旧費、目5地域水道施設復旧事業費、節28繰出金でございます。説明の欄にありますとおり、後ほど説明もいたしますが、古城財産区が行います施設の管理、水道復旧事業につきまして、復興基金の創意工夫分の対象となる事業がございました。ですので、210万円の事業費でございますけれども、2分の1の105万円を本来補助金として出すべきところでございますが、古城財産区が特別地方公共団体に該当しますことから、繰出金として歳出を行うものでございます。

最後になります。款 13 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費につきましては、1 億 8,524 万 5,000 円を今回の補正に充てておりますので、予備費の残りにつきましては 6,772 万 3,000 円となっているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(藏原博敏君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。 4番、谷﨑利浩君。
- ○4番(谷崎利浩君) 4番、谷﨑です。

まず、6ページの起債が13億円ありますけれども、先ほど言いました12億5,000万円が合併特例債の振り替えみたいな起債なんですが、まず13億円の起債によって、今回の件で市債の残高は幾らぐらいになったか。200億円を超えたんですかね。それをお尋ねします。

それと、16 ページ、地方バスの件について増額されていますが、この増額の理由は何か。 それをお聞きいたします。

それと、22 ページの医療センターへの繰出金、これが今までは交付税算定額レベルでの繰り出しだったのが基準財政需要額の根拠となる病院側からの請求金額の金額に合うような形まで引き延ばされているということですけれども、そこら辺のくだりをちょっと説明していただきたいと思います。

その3点、まずお願いします。

- 〇議長(藏原博敏君) 財政課長。
- **○財政課長(山口貴生君)** ただ今のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の6ページの件でございますけれども、すみません、手元に資料がございませんので、正確な数字はちょっとわかりかねますが、ご指摘のとおり、たしか200億円を超えた残高になっておったかと思います。

次に、バスの分ですね、16 ページの地方バス運行等の特別対策補助金につきましては、この算定はですね、毎年阿蘇市が運行の委託を行っております九州産交から熊本県内全体の経費を出されて、1 km当たりの経費の単価を出します。阿蘇市の運行の距離に掛けて阿蘇市の収入を引いた残りが、この補助金という形になるんですけれども、毎年その算定に基づいて補助金を出しておりますので、平成 30 年度につきましては、この金額の増額補正となっているところでございます。

次に、22 ページの医療センターへの繰り出しでございますけれども、まず基本的なとこ ろを説明したいと思います。医療センターの繰出金につきましては、阿蘇市の交付税算定は 普通交付税の算定分と特別交付税のルール分の算定と合わせた形での繰出金の根拠でござい ます。繰り出しの基となっている、うちが使っている数値でございます。普通交付税につき ましては、算定に使う数字が阿蘇市の人口であったり、医療センターの病床数であったり、 病院の数とかいう形を使って算定を行いますので、平成 29 年度で言いますと大体 1 億 8,000 万円ぐらいの交付税の措置額になります。特別交付税につきましては、阿蘇医療セン ターが持っている役割の分、災害拠点病院でありますとか、へき地医療だとか、そういった 分があったかと思いますけれども、その分で大体9,500万円ぐらいの交付税措置額になりま す。ただ、この措置につきましては、あくまでも全国統一の単価を使いますので、各地方の 地方自治体の実勢に見合った金額にはなりません。ご質問の、ご指摘のとおり、医療センタ 一が繰出基準として算出する金額については、約3億3,000万円でございます。平成29年 度は普通交付税の算定が 1 億 7,000 万円ほどでございました。ただ、平成 29 年度は、さっ き言いました計算に使う数値は何ら変わらないのに単位表が変わったことで1億8,000 万円 増額になってございます。そういった状況も加味して、今回その医療センターの繰り出しに ついては協議の上、増額については応じているものでございます。

#### 〇議長(藏原博敏君) 谷﨑利浩君。

**〇4番(谷崎利浩君)** 6ページと 13ページの 12.5 億円の市債ですけれども、これについては 200 億円累計で超えているかもしれない、正確な数字は出ないということですので、また今度計算しておいていただきたいと思います。

2番目の質問として、12.5億円の合併特例債による起債ということですけど、合併特例債は、もうこれで終わったんですかね。残高ゼロ、まだ使う余地があるのか。そのことをお尋ねします。

それと、地方バスについては、計算方法は、それは知っているんですけれども、何でこの時期に急に増えたのか。産交で何か計算の仕方が変わったのか。それとも、ガソリン代が上がって急に 30%ぐらい増えていますけど、それだけ増える計算の根拠が産交にあったのか。それについて、お伺いしたいし、そういった計算方法で産交がこれだけ要るからこれだけ払うという形じゃなくて、地方公共交通バス、そういったことに対して今後どうしていくのか、

そこまで突っ込んだ回答をお願いします。

それと医療センターについては、説明がちょっとわかりにくいと思うんですけれども、私の理解としては、もともと公共の医療施設として交付税措置とか含めて3億3,000万円、以前聞いたとこは3億円だったんですけれども、請求できる金額、権利というわけじゃないんですけれども、医療センター側から請求できる金額が3億3,000万円と理解しております。そして、それに対して基準財政需要額と交付税の差がありますよね。自主財源の差がありますので、交付税額はそれよりも金額が小さくて2億4,000万円か8,000万円ぐらいかなと思っております。その差額が、要は自主財源から出ているお金と理解しているんですけれども、その理解の下で考えたときに、どうも前は、交付税算定額は、中央病院のときは1億5,000万円と聞いて、医療センターができてすぐは2億1,000万円と聞いて、先日聞いたときは2億4,000万円と聞いて、その後は2億8,000万円、今回は3億3,000万円、交付税算定基準と需要額は違いますけれども、そういうふうに段々上がっていっている。これは青天井じゃないんだろうかというぐらいちょっと心配するんですけれども、ここで歯止めになるのかどうか。出すのは、一応病院側からの請求金額3億3,600万円で歯止めになるのかどうか。そこまで突っ込んだところのご答弁をお願いいたします。

### 〇議長(藏原博敏君) 財政課長。

**○財政課長(山口貴生君)** まず第1点目のご質問でございますけれども、合併特例債は、 ご質問は多分ハードの分だと思います。合併したときに118億円程度のハード分の事業債が あったかと思いますけれども、残りは約1割程度でございます。今回、積み立てる分はソフ ト事業の分、つまり合併した市町村がソフト事業分の執行に伴いまして積み立てる、積み立 てができる基金でございまして、阿蘇市の場合17億5,500万円を積み立てる、そういった 内容でございます。

2 点目の地方バスにつきましては、これは当初の経緯がちょっとわからないところがあるんですけれども、熊本県内どの自治体も公共交通体系の維持について頭を悩ませたところだったと思います。最たる最善策として、九州産交に委託するほうが一番経費がかからずに、皆さんの事業にふんだんに応えることができる体系として、熊本県下横並びで、九州産交がある自治体は同じ条件で産交に、この運行について依頼を行っただろうと思います。ですので、そのときの申し合わせとして、産交バスがふんだんに赤字を出した分を補填するということではなくて、当然1年間出した経費については、ちゃんとこちらも確認をいたしますので、適正であるかどうかをちゃんと確認した上で、そのキロ当たりの単価を確認し負担金の助成を行っているところでございます。

今年度がなぜ高いかというご質問でございますけれども、産交バスも県内一円のバスの更新とかもございます。阿蘇市内でバスの更新がなくても、要は全部の経費で割りますので、他の自治体で変えたバスについても、その負担金の根拠になります。逆に阿蘇市内でバスの更新があっても、阿蘇市が丸々負担するんではなくて、その年度の各自治体で割りますので、公平な経費の算出根拠になっているところです。

3 点目の医療センターの繰出金につきましては、ご指摘のとおり、医療センターで繰出基

準については繰出基準に基づいて出した金額が 3 億 3,000 万円でございます。これが青天井にならないかというようなご指摘でございますけれども、これにつきましては、普通交付税の算定後に医療センターと協議を行って、この内容が妥当かどうかについては財政課と執行部でも判断をいたしております。ですので、青天井にならないかという心配といいますか、その分についてはそうならないように、こちらも注視しながら考えるところではございます。

### 〇議長(藏原博敏君) 谷﨑利浩君。

○4番(谷崎利浩君) まず起債の件ですけれども、起債の件については9月補正のときに 公債費が16億円ぐらいあって、そのうちの2億円ぐらいが利息ですので14億円ぐらいです かね、起債が12億円に対して14億円ぐらいの公債費だったと思いますので、減っていると 喜んでいたんですけれども、また今回増えていくような形になっています。災害もありましたけれども、たとえ交付税算定額が75%ぐらいあるといいますが、その75%は13億円ぐらいですかね、3年超えて入ってきていると思うんですよね、交付税で。入ってきているにもかかわらず、市債の残高が減っていってないので、これちょっと減っていくような方向で考えていただきたいし、いつごろだったら減っていくようなことで考えているのか。それについて、ご答弁をお願いします。

それと、地方バスについては、どうも産交の計算根拠がよくわかりません。ある意味、時期が来たら見直した方がいいんじゃないかと思いますので、見直し、福祉バスとか何か別の補助金が来るようなバスがないだろうか。そういった検討もお願いしたいと思います。

医療センターについては、今回、要は自主財源から出す分が発生しているというか、増えているというところで、我々としてどう判断するかというのを迷っているところなんですけれども、そこまで医療センターが公共の医療機関として請求するんだったら出さないとしょうがないのかなと思うところもありますが、その金額が、そのときは2億円だった、そのときは1億円だった、今回は3億円だったとならないように、計算根拠のある程度の項目を出して、毎回、毎回ちょっと確認できるようにしていただきたいと思うんですけど。

# 〇議長(藏原博敏君) 財政課長。

#### **○財政課長(山口貴生君)** 順にお答えをいたします。

1点目の今回の起債の分ですね、その分につきましては、償還のピークが、たしか平成32年度だったと思います。これは、度重なる災害のときに借り入れを行っておりますので、その償還のピークが平成32年度に来るところでございます。今回の基金については、合併特例債を使いますので、よくわかっていらっしゃると思うんですけれども、後年度の交付税措置によって実質負担は5億数千万円で済むと。ただ、財源としては17億5,500万円を積み立てることができるというのは、利息を払ってもかなり有利な積立金でございます。ですので、そこはそういうふうにご理解をいただきたいと思います。

2 点目の地方バスにつきましては、今考え得るところ、産交バスが行っております交通体 系以上に皆さんの需要の負託に応えて、少ない経費で運行ができるというものは他にござい ません。阿蘇市は観光地でもあり、高齢者と交通弱者の方についても、バスが決まった時間 に走り、いろんな方を乗せることができます。ですので、これについては致し方ない負担金 だと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。他の運行体系を考えたらですね、 とてもこんな金額では運行できるものではございません。

3 点目の医療センターの繰出金については、先ほど説明がちょっと漏れておりました。阿蘇中央病院のころと今の医療センターでは役割が全く違います。特別交付税のルール分で見ていると言いましたけれども、患者の輸送車等に係る分、医師派遣に係る分、へき地医療に係る分、その医療センターが医療センターになったことで、新たに負った役割について特別交付税措置分がございます。ですので、中央病院のころと比べても、繰出基準になる中身が異なります。中央病院のころは1億5,000万円の繰出金だったかもしれませんけれども、新たな役割を負ったことで、先ほど言いましたように、特別交付税、平成29年措置分で9,500万円ほどございます。この分だけでも単純に繰出基準については増加しているところでございます。

○議長(藏原博敏君) 他にありませんか。

7番、市原正君。

○7番(市原 正君) 7番、市原です。

2 点だけ確認をしたいと思いますが、27 ページ、28 ページになります。27 ページの土木 費の災害公営住宅の建設工事の増加分が出てきていますが、これはどこの住宅分なのか。そ れから、まだ増える可能性があるのか。そのあたりの答弁を求めたい。

それから、2 点目は 28 ページ、やはり工事請負費で臨時駐車場の用地原形復旧工事というのが阿蘇西小尾ヶ石校舎で 190 万円ほど出ていますが、これの説明を求めたいと思います。

〇議長(藏原博敏君) 住環境課長。

**〇住環境課長(古閑政則君)** 災害公営の 27 ページの 6,100 万円の増額についてでございます。これにつきましては、工事請負契約の議会承認のときにも申し上げましたけれども、震災の影響等で建設資材調達のため、それと労務確保のための経費については、特殊の事情ということで実費分を変更で見れるということでございましたので、それに関わる増加分でございます。場所といいますと、新小里、それと古神、今、発注分についてもそれぞれ経費が上がることになりますので、対象になろうかと思います。ただ、大道団地については、これからの発注でございますので、それを見込んだところでの発注ということになります。

今後、予算的には一応それを想定した分で計上させていただいておりますので、ただ変更 契約を行いますので、そのときは工事請負等の変更ということで議会承認をお願いするとこ ろでございます。

〇議長(藏原博敏君) 教育課長。

○教育課長(日田勝也君) 28 ページの臨時駐車場の用地の原形復旧工事でございますが、現在阿蘇西小学校の災害復旧工事に取り組んでいるところで、生徒は尾ヶ石校舎を使っております。尾ヶ石校舎の駐車場の面積が非常に少なかった関係上、いろんな祭事、行事等を行うことにつきまして駐車場が足りないということで、約1反ほど民地をお借りしまして、そこに砂利を敷いて利用しているところでございます。今回、3月末で阿蘇西小校舎が完成しますので、3月末には、この臨時駐車場につきましては持ち主に原形復旧して戻したいとい

うことでの経費を計上しているところでございます。 以上です。

○議長(藏原博敏君) よろしいですか。

13番、五嶋義行君。

O13 番(五嶋義行君) 2点、質問いたします。13番、五嶋です。

先ほどの地方バスの関係ですが、毎回、毎回こういう形で増額補正というか、かなりの金額を阿蘇市が出しとるわけです。路線の整備をして、乗り合いタクシーか何かに変えられるところがあれば、そういうことを考えてみたほうがいいんじゃないかと。特に、もう既に尾ヶ石とか、阿蘇西方面はほとんど乗り合いタクシーになっておりますし、出す金額の割合が乗り合いタクシーとこの地方バスの補助金は数段違いますので。

それが 1 点と、もう一つ、22 ページの生活保護の扶助費ですが、また 4,700 万円の増額 補正で、今回の条例にもありますように、生活困窮者の自立の促進という、国もそういう形 をとっておりますが、なかなかこれが、自立ができてないような感じでありますので、阿蘇 市としてどの程度の指導とかやっていらっしゃるのか、そこら辺もお願いいたします。

- 〇議長(藏原博敏君) 財政課長。
- **〇財政課長(山口貴生君)** 私から1点目の質問についてお答えをしたいと思います。

産交バスというか、そのバスの体系から乗り合いタクシーに転換したらというご指摘でございますけれども、先ほどの質問に回答したとおり、阿蘇市は阿蘇市の住民のみならず観光地でございますので、不特定多数の観光客についても交通の輸送については考えなければなりません。ですので、決まった時間に、決められた所に行くという、このバスについては、どうしてもはずすことができません。ましてや、そのバスについては、大量輸送ができる唯一の阿蘇市内の機関でございますので、このバスについてはどうしても残さざるを得ないところでございます。ただ、法律の関係で、今はちょっとできないんですけれども、バスが走っている所に乗り合いタクシーを参入されることについて、別途運輸局等と協議を行っているところでございます。

- 〇議長(藏原博敏君) 福祉課長。
- 〇福祉課長(本山英二君) お答えします。

22ページの生活保護の扶助費でございます。今回、4,700万円を増額したのは、医療費、生活保護者の入院患者が急に突発的に多くの方が入院されたもんですから、ご存じのとおり、医療費は保険の対象外ということで無保険なものですから、1名が大きな手術とか、長期的な入院であれば何百万円という数字がかかります。今回、非常に今までの、10月までの中に100万円を超える方々が17件ございました。昨年が5件だったのに対して17件ということで、医療費が扶助費の多くを占めておりますものですから、こういった現状になります。

それから、先ほど質問がありました就労支援の関係ですけれども、今、保護世帯が 173 名おられますが、高齢者が 107 世帯ございます。そういった形で、就労支援は、基本 65 歳以下の方は就労していただきたいということを指導しております。課内で就労支援員を設置しております。その中で、十分働ける方は面会をしながらやっていますが、なかなかやっぱり

体調の都合とかいう形で思うようにはいっておりませんが、一部熱心に就労に頑張っておられる人もおられます。就労支援を中心に、今現在やっているところでございます。

〇議長(藏原博敏君) 五嶋義行君。

O13 番(五嶋義行君) 地方バスに関してですが、どうしてもずっとバスを見ておりますと、あの大きなバスに1人しか乗っとらん、そういうことが多々見受けられますので、そういうところの路線は、もう乗り合いタクシーに切り替えるような、おっしゃることはわかるんですよ。観光地で、突発的に乗る人がおると。それは、もうタクシーで行ってもらってですね、とにかく金額が違うじゃないですか。乗り合いタクシーに出しとる補助金と、この地方バスに出しとる補助金の割合がダントツに違うから、そこら辺はもうちょっと検討する余地があるのではないかと思います。

〇議長(藏原博敏君) 財政課長。

**○財政課長(山口貴生君)** ご指摘のとおりだと思います。そういった、極端に乗客数が少ない路線につきましては、今後検討させていただきたいと思います。ですが、阿蘇市内のバス業者にも限りがございますので、全地域について乗り合いタクシーができるわけではございません。そういった場合には、必ずこの金額よりも大きい金額になると思いますので、その辺は、そういった状況を見ながら今後検討したいと思います。

○議長(藏原博敏君) 他にありませんか。

6番、菅敏德君。

○6番(菅 敏徳君) 6番議員、菅でございます。

予算書の 25 ページ、仙酔峡ロープウェイ工作撤去等工事費 7,500 万円、高額な予算が付いております。それから、同じページの目 5 夢の湯管理費、不動産鑑定業務委託料ですね。その 2 点を質問しますが、第 1 点目のこのロープウェイのワイヤーの撤去のことでお聞きいたします。先日、全員協議会がありましたが、そこで詳細な説明は聞きましたが、その中で質問いたします。この平成 30 年 10 月 5 日、この資料なんですけど、第 5 回阿蘇市議会臨時会全員協議会資料の中から質問いたします。そこで、この 4 ページ、平成 30 年 10 月 5 日、臨時の株主総会及び取締役会を開催とあります。そこで、この取締役会と臨時株主総会、この株主名として九州産交ホールディングス株式会社、大和索道、その 2 社もこの臨時株主総会の中に入られたのか。そして、この九州産交ホールディングス株式会社は、九州産交の子会社なのか。さしおり、その 2 点、お伺いいたします。

〇議長(藏原博敏君) 観光課長。

○観光課長(秦 美保子君) そしたら、株主総会の話をさせていただきたいと思います。 2 社は、大和索道については、取締役に大和索道の当時の社長様が入っていらっしゃったんですが、平成 28 年に死亡されておりまして、そこは脱退の届けが出ております。辞退のですね。株主については、当初、第三セクターになったときから株主でございます。お父さんの後を継いで息子さんに出席の届けを出しましたけれども、今、海外にいらっしゃるということで、きちんと委任状を出していただいております。ホールディングスについては、株主総会にはきちっと出席をしていただいております。

これは、当時の九州産業交通株式会社、これが平成 15 年に産業再生機構法の適用を受けまして、それで社名を会社自体が九州産交ホールディングス株式会社に変わっております。 そのまま株式をその会社が、ホールディングスが受け継いでいるところでございます。

- 〇議長(藏原博敏君) まちづくり課長。
- **○まちづくり課長(荒木 仁君)** 25 ページの夢の湯管理費でございます。不動産鑑定業務委託としまして、今、夢の湯について交渉を続けてきております。ただ、固定資産評価額しか私たち持っておりませんので、実際の土地の価格を今回の不動産鑑定で用いまして、その価格において、今後交渉等を進めていきたいということで今回委託料を計上させていただいております。
- 〇議長(藏原博敏君) 菅敏德君。
- ○6番(菅 敏徳君) そこで、この筆頭株主が阿蘇市で 1,000 株、九州産交ホールディン グスが 800 株、大和索道が 400 株と書いてありますが、この撤去費用が 7,500 万円あります が、その中で何で阿蘇市だけにこのような負担があるのかなと素朴な質問と。

それから次のページの一番下なんですけれども、阿蘇市へ譲渡し、市の財産として事業を遂行する方向で協議を進めているということでございますが、そのワイヤーが市の財産になるのか、それがどのぐらいの財産になるのか、お聞きしたいと思います。

- 〇議長(藏原博敏君) 観光課長。
- ○観光課長(秦 美保子君) 阿蘇市がなぜ産交さんには何も責務はないのかということでございます。株をお持ちの方は皆さんおわかりかと思いますけれども、自分が株を持っている分だけの責任になります。なので、業務上の過失が出た場合とか、こういう大きな業務運営については、何ら責任を問われることはないということで、この件につきましては当初は産交さんが建てられたものということで、もう何も産交さんは、この件についての関わりはないのですかということで顧問弁護士にも言いました。しかし、取締役であれば、そういった責務も出てきますけれども、株主については一切そういう金額的な解体とか、大きな事業に関わる分の責務はありません。あくまで自分が出資金を出して、この4,000万円ですかね、これだけについての責務ということで、これは当初、会社ができたときに、昭和61年に使っていらっしゃるということで、その分はもう使い切っていらっしゃいますので、産交さんもですね。今回の事業については、関わりはないということでいただいております。

ワイヤーの財産価値ですけれども、価値自体は算定に出していません。価値が幾らかとい うのはわかりませんけれども、これは解体のために、こういった基金など、行政の手当てを 受けるためには、こういう手続きが必要ということでご理解をいただきたいと思います。民 間の財産を行政の手当てで事業することができないということでお願いしたいと思います。

# 〇議長(藏原博敏君) 菅敏德君。

○6番(菅 敏徳君) 最後の質問になりますが、この8ページですね、東阿蘇観光開発株式会社の臨時取締役会で、今後の運休を決定するということになっておりますが、平成23年12月1日。運休ということで、今後の方向性ですね。このようなことばっかりしたっても、今度は支柱が危ないということで支柱の建て替えもないと思います。この今後の方向性

ですね。運休じゃなくて、これはもう廃止にするということで一回けりを付けたほうがいいんじゃないかなと思いますが、そこら辺も考えておいていただきたいと思います。

- 〇議長(藏原博敏君) 観光課長。
- **〇観光課長(秦 美保子君)** 今後につきましては、言われるとおり、しっかり取締役、株主総会の中でしっかり決めていきたいと思っております。
- O議長(藏原博敏君)
   他にありませんか。

   11 番、湯淺正司君。
- 〇11番(湯淺正司君) 11番、湯淺です。

1 点、24 ページの林道手野線交通遮断機工事とあります。これ、あそこを通りますけど、本当に上下に立派なやつができておりますけれども、下のキャンプ場入り口のところにありますけれども、去年も、今年もだったですか、あそこまで上ってバックせないかんとですよね。下の橋のカーブのところに、これが $\triangle 40$  万円ぐらいですけど、この 40 万円で、またあそこに、あれから上は上られませんとか、そういう案内はできないでしょうか。

- 〇議長(藏原博敏君) 農政課長。
- ○農政課長(佐伯寛文君) 24 ページの林道手野線の交通遮断機設置工事でございます。 まず、11 月末に議員おっしゃいますように山上と下のキャンプ場入り口付近にそれぞれ設置が完了いたしております。まず、昨年の、これまでの設置前の看板ということで、県道沿いに、国造神社に入ります付近から実際キャンプ場までに至る間に迂回路の看板をこれまでも設置をいたしております。場合によっては、不足するようでございますならば、既存の看板を設置してまいりたいと思います。
- 〇議長(藏原博敏君) 湯淺正司君。
- O11 番(湯淺正司君) 私が言いたいのは一番下のあそこにすれば、途中まで上らんでいいかなと思いますけど。
- 〇議長(藏原博敏君) 農政課長。
- 〇農政課長(佐伯寛文君) キャンプ場入り口については、当然看板については設置をいた しておりますけれども、県道から、国造神社からですね、県道からキャンプ場までの道路の 間について、これまでも数点Uターンの看板を設置しているところでございます。実際、看 板を見ずに進入された場合については、キャンプ場内の駐車場で迂回していただくというと ころも、今後看板の設置を図ってまいりたいと思います。
- **○議長(藏原博敏君)** お諮りします。まだ質問が続きそうですので、暫時休憩をしたいと 思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(藏原博敏君) それでは、暫時休憩をいたします。

11時 15分から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前 11 時 06 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

O議長(藏原博敏君) それでは、休憩前に引き続き、ただ今から会議を開きます。 質問の方、挙手をお願いいたします。

2番、竹原祐一君。

〇2番(竹原祐一君) 2番、竹原です。

2点だけちょっとお尋ねします。

一つ目は、先ほどの 25 ページの夢の湯の不動産鑑定業務委託料ですね、これ実際、今の 段階になって最初は固定遺産税の評価額で交渉しとって、今の時点でもう不動産鑑定を依頼 するという、本当に最初からそういう形で不動産鑑定を依頼して、価格も決めて、それで交 渉すべき話だと私は思うんですけどね。

それと、23 ページの農業水産費の目の予算、農業振興費の中で、その下の畜産振興費の中で備品購入ということで臭気測定器 30 万円上がっていますけれども、具体的にどのような場面で使われるのか、それをお聞きしたいと思います。

- ○議長(藏原博敏君) まちづくり課長。
- **○まちづくり課長(荒木 仁君)** 夢の湯の不動産鑑定の委託料の件でございます。議員おっしゃいますように、私どもが早めに予算計上してやるべきだったかと思っております。反省しております。
- 〇議長(藏原博敏君) 農政課長。
- ○農政課長(佐伯寛文君) 23 ページの畜産振興費、臭気測定器の備品購入でございますけれども、臭気については非常にいろんなものが、多種多様なものがございまして、軽微なものから非常に甚大なものがありますけれども、今回、携帯型の臭いセンサーでございますが、臭気測定器を導入いたしまして、発生臭気場所でありますとか、そういったものの通報を受けまして、これまで人的な嗅覚測定に頼った部分で行ってきたというということでございまして、今回、機械を導入しまして、ある一定の多種多様な臭気の測定を行いまして、特定をいち早く行うというところにつなげてまいりたいということで、今回導入を計画いたしておるところでございます。
- 〇議長(藏原博敏君) 竹原祐一君。
- **〇2番(竹原祐一君)** 具体的に、臭気測定器を使うということを市民の方々にある程度周知をせんと、今現在、場所がわからんで臭いがしてくるとか、そういう場面においては、すぐに測定はされるんですか。
- 〇議長(藏原博敏君) 農政課長。
- ○農政課長(佐伯寛文君) 市民の方からの通報でございますとか、苦情が非常に数多くあっているような状況の中で、特定源を確定させるのが非常に難しいということで、まずは通報をいただいて、先ほど言いましたように職員による嗅覚測定によって判断をしていたというところを、今回、機械を用いて臭いセンサーを使いまして少しでも臭いの根源が特定できるようなようなところで用いてまいりたいということで考えております。
- 〇議長(藏原博敏君) 竹原祐一君。
- ○2番(竹原祐一君) 実際、臭いがするということで、それが特定された場合、実際、ど

のような指導をされるんですか。

- 〇議長(藏原博敏君) 農政課長。
- 〇農政課長(佐伯寛文君) これについては、法律でございます悪臭防止法に基づきます特定物質という、それぞれの成分の物質が数多くありますけれども、それぞれの基準値がございます。こちらも今回の携帯型の臭気測定器で数値化できるということでございますので、そういった場合、仮に超過した場合については県の所管課と同行いたしまして、関係先の指導あたりにも役立ててまいりたいと思っております。
- 〇議長(藏原博敏君) 他にありませんか。
  - 3番、岩下礼治君。
- ○3番(岩下礼治君) 21 ページの波野保育園設計業務委託料です。37 万 9,000 円ということで安いですけれども、私が理解しているのは、波野小学校を使うか、それとも別途建築するかという段階までは聞いておったんですけれども、今の段階でどうなっているのか。もう既にその候補地は決めたのかどうか。その辺のところの経緯を伺います。
- 〇議長(藏原博敏君) 福祉課長。
- ○福祉課長(本山英二君) それでは、お答えします。波野の設計でございますが、今回の設計につきましては、今回敷地内に建てる計画をしておりますが、その候補地に一部小学校の倉庫がかかるもんですから、その倉庫に対しての建て替えの経費を今回設計で増額するものでございます。

今の段階の状況としては、敷地内に建てることにしております。小学校の南側グラウンド 一部かかると思いますが、渡り廊下で小学校と連携をしていきたいと思います。当初は空き 教室を利用した設計ということで、構想設計まで入れておりましたが、なかなか空き教室の 活用まではいかなくて、同じ敷地内で連携をして、保育園との今後の交流、あるいは交流の 中では図書館とか、音楽室とかいうのは使わせていただいて、お互いでやっていこうという 計画をしております。

- 〇議長(藏原博敏君) 岩下礼治君。
- **〇3番(岩下礼治君)** そうすると、場所は今の小学校の東の方に南側になりますか。
- 〇議長(藏原博敏君) 福祉課長。
- **○福祉課長(本山英二君)** 今、市議が言われましたとおり、東の方の南側のほうに、渡り廊下でつなぐということで建てたいと思います。その通路については、正面入り口がありますから、入り口からすぐ右手からずっと回って進入するという形にしたいと思います。
- 〇議長(藏原博敏君) 岩下礼治君。
- **○3番**(岩下礼治君) そうすると、ついでで申し訳ないんですが、これから設計業務をして、建築についてどうするのか。

それから、保育園ですと送り迎えがあったりして、駐車場等が非常に手狭になると思いますが、その辺の検討もなされたのかどうか。最後に伺います。

- 〇議長(藏原博敏君) 福祉課長。
- ○福祉課長(本山英二君) スケジュールですけど、今年設計をしておりますが、来年に工

事の予算をお願いしたいと思います。それから、実際の運営については平成 32 年 4 月から という計画でおります。

駐車場についても、今計画しているところに駐車場をつくって、そしてやっぱり今の小学 校、中学校の保護者の行き来とは別な形で、危なくないような形で、進入路もつくりまして やっていきたいと思います。

- ○議長(藏原博敏君) 他にありませんか。
  - 5番、園田浩文君。
- ○5番(園田浩文君) 5番の園田でございます。

28 ページの小学校管理費の委託料の中で、山田小学校と阿蘇西小学校の、これはIT機器の移設業務委託と物品移設ということなんですけれども、これ引っ越しの費用と考えてよるしいですか。

- 〇議長(藏原博敏君) 教育課長。
- **〇教育課長(日田勝也君)** ただ今の質問にお答えさせていただきたいと思います。

阿蘇西小学校の来年4月からの開校の関係で備品の引っ越し、それから山田小学校につきましては内牧小学校の先行統合に関しての備品の引っ越し費用に関係する費用を計上しているところでございます。

以上です。

- 〇議長(藏原博敏君) 園田浩文君。
- **○5番(園田浩文君)** ということは、新年度から間違いなく阿蘇西小学校は尾ヶ石から引っ越しができるということですよね。

それと、中の物品についてですけれども、今、結局、机、椅子等も子どもたちが使っているものをそのまま引っ越すということですか。

- 〇議長(藏原博敏君) 教育課長。
- ○教育課長(日田勝也君) 3月末竣工で、4月から新しい校舎に移っていくということにしておりますし、前回、阿蘇西小学校が被災したあとに、尾ヶ石東部小学校に行くときに自衛隊に協力していただいて搬入しております。 机、椅子等もすべて阿蘇西小学校から持っていっておりますので、その分もまた持って帰るという形になりますし、電子黒板、パソコン等も今回移設をしますので関係する経費を計上しているところでございます。
- 〇議長(藏原博敏君) 園田浩文君。
- **○5番(園田浩文君)** 椅子、机等も行ったり来たりしているうちに、相当傷んでいる机、 椅子等もあるかもしれませんけれども、その辺の傷み具合はいかがですか。
- 〇議長(藏原博敏君) 教育課長。
- ○教育課長(日田勝也君) ただ今の質問でございますが、修繕等はそんなに多くはないんですけれども、今回3月の補正予算には需用費の中で修繕料20万円、新しく計上しております。修繕等が必要な場合には、この費用の中で取り組んでいきたいというふうに考えております。
- ○議長(藏原博敏君) 他にありませんか。

19番、井手明廣君。

O19 番(井手明廣君) 23 ページと 24 ページをお尋ねいたします。経営基盤確立事業の 16 番の工事請負費 130 万円ですね。この共同作業所改修工事並びに共同畜舎開閉器盤取替 工事、合わせて 130 万円。これは場所と、どういう作業をされるのか、お尋ねをいたします。 それと、24 ページ、林業事業費の中の林業管理業務委託料 190 万円。どこの場所を、どこに委託されるのか。

それと、林道舗装工事、これもどこの場所か。

それと、先ほど湯淺議員から質問がありましたけれども、林道手野線ですね、これはもう 先ほど言われたとおりであります。危険な時期には通行止めにするということでございます が、通行止めされた後に危険性がないとなった場合には、すぐ遮断機を開けていただきたい と思っております。かなり交通量が多うございまして、いつまでも遮断されておると非常に 迷惑と思いますので、その辺はよろしくお願いいたします。

以上、2、3点質問いたします。

- 〇議長(藏原博敏君) 農政課長。
- 〇農政課長(佐伯寛文君) まず 23 ページの下段、工事請負費でございます。2 つの施設 でございまして、まず共同作業所といたしまして、役犬原地区に補助事業で、昭和 40 年代 に整備した施設でございまして、今回一部の解体と外壁工事を施す工事でございます。

それから2つ目の施設、共同畜舎でございますが、こちらが一の宮地区にございます畜舎 関連施設でございますが、この施設に関係します電力関係の開閉器盤の取替工事ということ で、こちらも昭和50年代に整備したものでございますので、経年劣化あたりで腐食等が著 しい関係上、今回取替工事ということで計上させていただいております。

それから、24 ページでございます。林道事業費委託料でございます。こちらが今回、除雪分でございます。冬季の雪除けですね、除雪分の費用でございまして、波野地区の3路線分を190万円計上させていただいております。

それから、工事請負費でございます。林道舗装工事でございますが、こちらは林道手野線の一部舗装のやり替えということで、延長が約30m、2箇所程度の舗装工事を計画いたておりします。こちらについては、国の交付金を活用いたしまして、2分の1の補助金を充当させていただいております。

それから、3 番目の交通遮断機の設置に伴います開閉関係の円滑な部分でございますが、 こちらは地元の牧野組合さんに開閉の部分の委託を現在考えているところでございますので、 十分速やかに情報を密にしながら、そういった対応をさせていただきたいということで考え ております。

○議長(藏原博敏君) 他にありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(藏原博敏君) 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第5 議案第80号 平成30年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

〇議長(藏原博敏君) 日程第 5、議案第 80 号「平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別 会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

**○ほけん課長(藤田浩司君)** ただ今議題としていただきました議案第80号、平成30年度 阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊2をお願いいたします。1ページをお願いします。

第1条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,115 万 3,000 円を追加し、 歳入歳出それぞれ 38 億 6,863 万 4,000 円と定めました。

4ページをお願いいたします。歳入です。款 6 県支出金、目 1 保険給付費等交付金といた しまして 5,037 万 9,000 円を増額しております。

節1普通交付金といたしまして、5,127万1,000円増額しております。こちらにつきましては、保険給付費に必要な費用につきましては全額県から市に交付されることになっております。従いまして、本年度決算を見込みまして調整するものでございます。

款 10 繰入金、目 1 一般会計繰入金といたしまして 1,077 万 4,000 円増額しております。 こちらにつきましては、主に熊本県から受け入れます保険基盤安定負担金の平成 30 年度分 が確定したことにより増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出です。款 1 総務費、目 1 一般管理費、節 13 委託料といたしまして 171 万円。このうち特別調整交付金申請に係るレセプト調査業務委託料といたしまして 144 万円を計上しております。こちらにつきましては、国民健康被保険者の精神病医療費につきましては、総医療費の占める割合が 15%を超えることで交付金の対象となります。平成 28 年度で 15.20%ということですので、この交付金を確実に受け入れできるということが期待できますので、委託料として組ませていただいております。

続きまして、款 2 保険給付費、項 1 療養諸費といたしまして、合計 3,042 万 1,000 円の増額。それに、次のページの項 2 高額療養費、合計の 2,085 万円、この増額分につきましては、今年度決算を見込みまして不足額を調整するものでございます。

次のページをお願いいたします。款 11 予備費といたしまして、こちら財源調整といたしまして 719 万 3,000 円を増額しております。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(藏原博敏君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(藏原博敏君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第6 議案第81号 平成30年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

〇議長(藏原博敏君) 日程第6、議案第81号「平成30年度阿蘇市介護保険事業特別会計 補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

**○ほけん課長(藤田浩司君)** ただ今議題としていただきました議案第81号、平成30年度 阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては、別冊3です。

今回の補正につきましては、国庫補助金増額分につきまして、一般会計繰入金を減額して おります。従いまして、予算総額の変更はございません。

4ページをお願いいたします。歳入です。款 4 国庫支出金、目 3 事業費補助金といたしまして 31 万 6,000 円を増額しております。制度改正システム改修補助金といたしまして、当 初予算に 98 万円計上しておりましたが、今回、その補助金が交付決定額 129 万 6,000 円ということで、合わせて調整するものでございます。

従いまして、款8繰入金、目3その他一般会計繰入金につきまして、その同額分を減額しております。

次のページをお願いします。歳出でございます。款 1 総務費、目 1 一般管理費におきまして、先ほど歳入計上分でご説明しました部分につきまして、財源変更を行っております。

説明につきましては以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(藏原博敏君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(藏原博敏君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

# 日程第7 議案第82号 平成30年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につい て

〇議長(藏原博敏君) 日程第 7、議案第 82 号「平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

**○ほけん課長(藤田浩司君)** ただ今議題としていただきました議案第82号、平成30年度 阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊4の1ページをお願いいたします。

第1条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万8,000円を追加し、歳 入歳出それぞれ4億3,009万6,000円と定めました。

4 ページをお願いいたします。歳入です。款 1 後期高齢者医療保険料、目 2 普通徴収保険料としまして、節 2 滞納繰越分といたしまして 30 万円増額しております。決算を見込んで増額するものでございます。

続きまして、款4繰入金、目2保険基盤安定繰入金といたしまして13万2,000円の減額としております。熊本県の保険基盤安定負担金の本年度の確定による減額でございます。

次のページをお願いいたします。 歳出です。 款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして 16 万 8,000 円の増額としております。 歳入計

上分を調整しているものでございます。

説明につきましては、以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(藏原博敏君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(藏原博敏君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 8 議案第 83 号 平成 30 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について

日程第 9 議案第 84 号 平成 30 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について

日程第 10 議案第 85 号 平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について

〇議長(藏原博敏君) お諮りいたします。日程第8、議案第83号「平成30年度阿蘇市坂 梨財産区特別会計補正予算について」、日程第9、議案第84号「平成30年度阿蘇市古城財 産区特別会計補正予算について」、日程第10、議案第85号「平成30年度阿蘇市中通財産区 特別会計補正予算について」の3件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(藏原博敏君) 異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第83号「平成30年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」、日程第9、議案第84号「平成30年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」、日程第10、議案第85号「平成30年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」の3件を一括議題とすることに決定いたしました。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

**○財政課長(山口貴生君)** ただ今一括議題としていただきました議案第 83 号から議案第 85 号について、順にご説明申し上げます。

はじめに、別冊 5 をお願いいたします。議案第83号、平成30年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算についてでございます。

1ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページをご覧いただきたいと思います。2ページの表を見ておわかりのとおり、今回の補正につきましては予備費からの充用でございますので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

4ページをお願いいたします。歳出でございます。款 4 水道管理費、目 1 水道管理費、節 11 需用費でございます。渇水期に例年よりポンプを多く稼働いたしましたので、光熱水費 に不足が生じました。ですので、予備費から 10 万円を充用し、10 万円の増額補正を行って ございます。同様に下の表につきましては予備費でございますけれども、10 万円を減額し、101 万 6,000 円の残額となってございます。

次に、別冊 6 をお願いいたします。議案第 84 号、平成 30 年度阿蘇市古城財産区特別会計 補正予算についてでございます。

1ページをお願いいたします。第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入

歳出それぞれ 105 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 1,663 万 3,000 円といたしております。

4 ページをお願いいたします。歳入でございます。この歳入につきましては、先ほどの一般会計補正予算で説明いたしましたとおり、復興基金の創意工夫分に該当いたしますことから、一般会計から 105 万円の繰り入れを行うものでございます。

5 ページをお願いいたします。歳出でございます。一般会計から繰り入れました 105 万円 につきましては、款 4 水道管理費、目 1 水道管理費の財源変更といたしまして 105 万円の財産区の一般財源を落として、その他創意工夫分から 105 万円を受け入れるというものでございます。

款6予備費につきましては、財産区の予備費について財源変更により、余るという言い方はおかしいんですけれども、余剰が出ますので予備費に105万円を追加し、予備費の合計については211万5,000円となるところでございます。

最後に、別冊 7 をお願いいたします。議案第 85 号、平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算についてでございます。

1ページをお願いいたします。第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3,047万円といたしております。

4 ページをお願いいたします。2 の歳入でございます。款 4 繰入金といたしまして、一般会計の財産貸付のところで説明いたしたかと思いますけれども、肉用牛生産組合にKDD I の財産貸付収入といたしまして 1 万円の収入がございます。このうち規定によりまして13%が財産区に繰り出しが行われますので、13%の、実質は1,300円なんですけれども予算上は2,000円の繰り入れを行うところでございます。

5ページをお願いいたします。歳出でございます。ただ今繰り入れました 2,000 円につきましては、款1委員会費、目1諸費に負担金補助及び交付金として、井手肉用牛生産組合に1,000 円、残りの 1,000 円につきましては予備費に入れまして、予備費の合計については303万6,000円となるところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(藏原博敏君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。 [「ありません」と呼ぶ者あり]
- ○議長(藏原博敏君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 11 議案第 86 号 平成 30 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について

〇議長(藏原博敏君) 日程第 11、議案第 86 号「平成 30 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」を議題といたします。

水道局水道課長の説明を求めます。

水道課長。

〇水道課長(浅久野浩輝君) ただ今議題とさせていただきました、別冊8でございます。 議案第86号、平成30年度阿蘇市水道事業会計補正予算について、ご説明させていただき ます。 予算明細書5ページになります。

収益的支出、款、上水道事業費、節、手当等、補正額 60 万円。出産等によります手当の 増額でございます。

以上でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

- ○議長(藏原博敏君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。 [「ありません」と呼ぶ者あり]
- ○議長(藏原博敏君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

# 日程第12 議案第87号 平成30年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

〇議長(藏原博敏君) 日程第 12、議案第 87 号「平成 30 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務局長の説明を求めます。

医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長(井野孝文君) ただ今議題としていただきました議案第87号、平成30年度阿蘇市病院事業会計補正予算につきまして、ご説明をさせていただきます。 資料につきましては、別冊9をご覧ください。

まず1ページです。今回は、第2号補正になります。

第 2 条です。収益的収入及び支出につきまして、既定の予定額に収益費用をそれぞれ 4,681 万 6,000 円増額し、総額を 25 億 9,644 万 6,000 円といたしました。

次に、第3条です。資本的収入につきまして、既定の予定額から71万8,000円を減額し、総額を1億4,906万2,000円といたしました。資本的支出につきましては、既定の予定額に122万1,000円を増額し、総額を2億5,144万9,000円といたしました。これによりまして、過年度分の損益勘定留保資金で補填する額につきまして変更が生じましたので、その額を1億238万7,000円と変更しております。

次に、第4条なんですが、起債につきまして、今回借入額を増額する予定にしましたので、 病院改修事業、医療機器整備事業、それぞれ補正前の限度額を補正後の限度額に変更させて いただいております。

詳細は、7ページをご覧ください。

まず、収益的収入なんですが、先ほど一般会計で財政課長から一般会計繰出金、病院からは繰入金になりますが、ご説明をいただいたところでございますが、既定の補正前の予算額に4,681万6,000円を増額いただきまして、合計を3億402万4,000円とさせていただきました。これにつきましては、先ほどの説明のとおりなんですが、繰出基準の中での追加負担を認めていただいて、計上させていただいております。後でまたちょっと説明したいと思います。

次に、8 ページの支出ですが、今回、当初予算作成時に見込めなかった追加費用が生じま した。主に給与になりますが、給与費を 3,681 万 6,000 円増額させていただいております。 主な内訳といたしましては、医師手当等の時間外手当を 1,220 万円増額しておりますが、こ れにつきましては、昨今いろいろマスコミで取り上げられておりますが、働き方改革の対応 のため、従来常勤の先生方につきましては、日直、当直、それぞれの手当の中で救急外来の 対応もしていただいておりましたが、それではいけないということで、労働基準監督署等か らの指導等もあっておりますので、8月から時間外手当を支給することにさせていただいて おります。

次に、医師の賃金ですね、非常勤医師賃金を1,354万8,000円の増額をさせていただきました。これにつきましては、外来診療の充実化を図るために、脳神経外科を1名増、代謝内科を各週来ていただいていたものを毎週来ていただくようになったので、その分の費用額が増加しております。

次に、看護師賃金につきましては、当院の看護師の中で産休・育休の対象者が、通常1割程度なんですが、当院の場合約2倍にあたる2割程度の方が今産休・育休を取っておられます。今、合計で17名ほど取っておられまして、その補填として非常勤の看護師を雇い入れるということを予定しておりましたが、それがなかなか採用も厳しい中で減額をしておりますが、次の研修受入負担金として、熊本市民病院から9名の看護師の受け入れをしております。人としては、それで充当だったんですが、熊本市民病院にお支払いします研修受入負担金が平成29年度給与費の7割負担でよかったんですが、それが10割に引き上げになったものですから、その追加負担分として2,186万2,000円を計上し、差額の1,086万5,000円の増額となっております。

次の材料費につきましては 1,000 万円の増額をさせていただいておりますが、2 月から歯科口腔外科の診療の開始を予定しておりますが、その歯科口腔外科用の診療材料の購入費用に充てるための 1,000 万円の増額としております。

ちょっとまた一般会計繰入金の話に戻るんですが、当初2億5,720万8,000円を繰り出していただくということで、そういう話をさせていただきました。繰出基準につきましては、市の財政事情等により便宜的に変更されるものではないというものの、近年の厳しい財政事情、当市の場合は災害復旧という大きなものがあったので、そういった財政事情を無視することはできないということで、非常に一般会計でも、苦慮していただいたところでありますが、今回、先ほどご説明しました支出に、これだけの不足が生じるということで、その財源をどこに求めるかということで、本来であれば診療報酬に求めなければならないものの、上半期、常勤医師の異動が9名中4名もあったということで、診療収益の減という現状がありました。そういった中で、財政課にお願いをして、何とか自助努力も行う中で一般会計の負担の原則の中で繰出基準内での追加負担をお願いし、認めていただいたものです。そこの部分は非常に感謝しておりますが、今後とも引き続き、後期に向かいまして、何とか診療報酬、医業収益が上がるように努力を重ねていきたいと思っております。

次に、9 ページをお開けいただきたいと思います。資本的収入及び支出のほうなんですが、これにつきましては、まず収入の病院事業債を 560 万円追加しておりますが、病院改修事業で 90 万円、医療機器整備事業で 470 万円の起債の追加をさせていただきました。それといいますのが、県補助金になりますが、へき地医療拠点病院整備事業費補助金が当初 2,700 万

円の限度額いっぱいの補助金請求をさせていただいておりましたが、県の予算配分の結果、約700万円の減額になったので、それを起債に財源を求めたということになっております。

次の熊本県総合診療専門医育成支援設備整備事業補助金につきましては、歳出の欄に計上しておりますが、遠隔テレビ会議導入に伴う設備といたしまして、当院と熊大病院とか、機関型研修病院を結び、主に研修医の先生方の症例カンファレンス等を行うためのテレビモニターとか、システムの導入費用を122万1,000円計上いたしておりますが、その補助基準額100万円の3分の2の補助を歳入で上げさせていただいたということになります。

説明につきましては、以上でございます。ご審議、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(藏原博敏君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。 9番、河﨑徳雄君。
- ○9番(河崎徳雄君) 今、詳しく説明を受けましたけれども、病院といたしましても最大の経営努力はされていると思います。しかし、私から見れば、私ここで中央病院の初めの改革プランを持っておりますけれども、地域医療再生協議会も私も再三傍聴に行っております。その中で、第5回のとき、阿蘇いこいの村であったとき、病院の経営責任というのが問われております。そのときのことはよく覚えておりますけれども、医師の先生たちは経営感覚は鈍いと、どういう人たちが管理者として一番適当かという質問がありました。その中で答えは、やっぱり特別な経営管理者を置くべきということになりました。そのとき、行政との関わりは繰り出し、繰り入れの問題もあるから1人だということになっておりましたけれども、今現在、阿蘇市の職員は何名医療センターに派遣されておりますか。まずはそれをお尋ねいたします。
- ○議長(藏原博敏君) 医療センター事務局長。
- ○阿蘇医療センター事務局長(井野孝文君) お答えいたします。 今、阿蘇市から医療センターへの出向職員は6名でございます。
- 〇議長(藏原博敏君) 河﨑德雄君。
- ○9番(河崎徳雄君) やっぱり病院経営に対する責任と権限の明確化というプランもありますけれども、その中で、やっぱり病院は病院で管理者を置いて病院の経営をするのか、先ほどから言葉にも出ておりましたけれども、青天井になると。親方日の丸になるというような懸念は、私は今だから言うのじゃありません。計画の当時から、もう最大の経営難になるということを私は自覚しておりました。そういう最中に申しますけれども、平成 27 年度の計画で、もう5,000万円ぐらい黒字の計画がなされているわけですよ。この計画は、まずは井野局長も大変努力されていると思いますけれども、経営改革の責任はどなたにあるわけですか。
- ○議長(藏原博敏君) 今日の審議は、平成 30 年度の病院の補正予算についての審議です。 また別の機会に深くお尋ねいただきたいと思います。

河﨑德雄君。

**〇9番(河崎徳雄君)** 今、言われたことはよくわかっております。そういうことで、私は借入金の見込み、明確な確定じゃなかろうと思っております。見込みだと思っておりますけ

れども、私は、この中間の補正の段階では借入金にするほうが経営感覚は生まれるとじゃな かろうかと思っております。繰り入れじゃなくて借入金で対応してもらったらいかがかと思 っております。

- 〇議長(藏原博敏君) 医療センター事務局長。
- ○阿蘇医療センター事務局長(井野孝文君) 今のご質問なんですが、今まで開院以降、法定内の基準内の繰出金と、いわゆる赤字補填に回ります基準外の繰出金という形で、基準外につきましては、平成26年度から28年の3箇年にわたって一般会計からいただき、なおかつそれでも資金不足が生じるということで貸し付けもいただいております。なお、今回の補正をさせていただきました繰入金につきましては、基準内の繰入金の範囲の中で市と協議を重ねながら、昨今の経営努力も認めていただいた額というふうに認識しております。

なお、平成 30 年度、経営が、今後努力は重ねていきますが、結果として将来的に更に資金不足が生じる恐れがある場合は、その場合はあくまでも貸付金という形でお願いしようと思っております。

○議長(藏原博敏君) 他にありませんか。

お諮りいたします。他に質問があるようですので、午前中の会議をこの辺でとどめて、午 後にまた質疑を続行したいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(藏原博敏君) それでは、そのようにいたします。

それでは、午後の会議を午後1時から再開いたします。

#### 午後0時01分 休憩

### 午後1時00分 再開

○議長(藏原博敏君) それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

病院事業会計補正予算についての質疑を再開いたします。

質疑ありませんか。

4番、谷﨑利浩君。

○4番(谷崎利浩君) 4番、谷﨑です。

先ほどから繰入金のことが問題になっておりますが、私は病院側の法定基準内の繰入額でありますという説明に納得もしていますし、その金額までぎりぎりだったらいいのかなと思っているんですが、ただこの法定基準内というこの数字が毎年変わっているような気がするので、交付税の計算とかで若干の変化はあると思うんですけれども、数千万円単位で変わっていますので、その根拠をちょっとお聞きしたいんですが、先ほども財政課長がお話された中で特別交付税が9,500万円とか、普通の交付税措置が1億7,000万円とか聞きまして、大体2億7,000万円ぐらいは交付税措置として根拠があると思いますし、それに建設債の交付税の戻しがあるので、大体3億円前後と思っていたんですよ、私は去年までですね。今年の補正を見て3億3,000万円になっていますので、何でまた増えたかなと思って、そのとき、そのときで数字が違うなという印象がするんですが、額というのは交付税が決定しないと多

少のずれはあると思うんですが、項目はそれほど変わるものではないと思いますので、できるなら、主な項目をここで言っていただいて、詳細については資料を出していただきたいと思うんですけれども、それが出せますでしょうか。その質問が一つです。

2 番目に人件費が上がって、理由はいろいろあると思うんですけれども、この人件費を吸収するにあたって、医療収益が減少しているという話がさっき出ましたが、昨年度比どのぐらいまで、年度当初から 11 月、10 月ぐらいまででどのぐらい医療収益が下がっているのか。その数字がわかるなら、ご答弁をお願いします。

3 番目は、新しい改装にいろいろ病院事業債とか充てて新しい事業をされております。工事をされますが、内部留保資金で充てていますという文書が出てきますが、内部留保資金は主に減価償却費だろうと思うんですが、それが赤字で食い込んでいますので、内部留保資金が現在、平成29年度決算でもいいんですけれども、幾らぐらい残っているか。平成29年度決算のどこらあたりを見れば内部留保資金というのはわかるのか。

その3間についてお尋ねいたします。

- ○議長(藏原博敏君) 医療センター事務局長。
- **○阿蘇医療センター事務局長(井野孝文君)** 今の3間の質問に順番にお答えしたいと思います。

まず、基準内繰出金のことなんですが、あくまでも病院の立場のほうから言わせていただきます。地方公営企業法の第 17 条の 2 によりまして、経費負担の原則に基づき一般会計にご負担をお願いしております。その負担の基準につきましては、毎年 4 月の頭に総務副大臣の通知で、その年度の地方公営企業繰出金についてということで、一般会計にそういった繰出基準の通知があって、病院もいただいております。内訳は、今年度の場合 12 項目あります。ここで個別に説明するのはあれなので、お見せはできますので、詳細はお見せして、あくまでもその繰出基準に基づく計算をさせていただいて、その結果、収益的予算計上分が 3 億 402 万 4,000 円、資本的予算計上分、建設に係る元利償還の補填ということで、その 2 分の 1 の分として 2,698 万円ということで計算結果がですね、合計の 3 億 3,100 万 4,000 円という積算根拠になっております。

次に、人件費ですが、上半期の収益結果は、また後ほどご説明したいと思いますが、いわゆる人件費の割合ですね、これにつきましては一応調べてきましたので報告したいと思いますが、平成 27 年度は所管の総務省に報告している職員給与費対医業収益比率という経営指標がありますが、その部分の人件費の今の割合が 69.6%でした。ちなみに、当院と同じような、行政でいうところの類似団体指数というような意味で、類似病院平均値というのがありますが、それでいったところが 62.5%ということだったので、当然同じような病院に比べれば人件費の割合が高かったという結果が出ております。平成 28 年度は、報告数値が62.1%で、類似病院平均値は63.4%でしたので、いわゆる平均値を下回って、結果としてはそういったふうに好転したと。平成29 年度は報告値が65.4%ということで、下がるに越したことはなかったんですが、またちょっと増えてしまったと。ただ、全国的な類似病院平均値は、まだ平成29 年度の決算結果は出ておりませんので、これがどうなっていたかとい

うのは、ちょっとその結果が出てからご報告したいと思います。

減価償却につきましては、確かに予算の上げ方として過年度分の損益勘定留保資金という やり方を合法的な形で、そういった対応をさせていただいております。明確な、その年度に 幾ら使ったから残額が幾らかというのは、はっきりは出しておりません。

以上です。

- 〇議長(藏原博敏君) 谷﨑利浩君。
- **〇4番(谷崎利浩君)** そういうことで、計算の根拠があればいいです。3 億円と思っていたんですけれども3億3,100万円が法定内繰出基準内の金額ということですね。

それで、どうやって、赤字も含めて経営をうまくやっていくのかということで、前もって 医療収益対する人件費の割合を調べておいていただいたんですけれども、若干そこらあたり、 人件費関係で努力するところが出てくると、そのように思います。

経営について、今後の心配もあるので、経営コンサルタントとか入れて、もう一度経営を 見直すということはするのか、そういったのも考えているんですけれども、病院側としては どうでしょうか。どうも経営の専門家がいないような感じがするんですけれども。

- ○議長(藏原博敏君) 医療センター事務局長。
- ○阿蘇医療センター事務局長(井野孝文君) 経営改善につきましては、いろんな取り組みを先日お渡ししました改革プランの中でもお示ししておりましたように、種々項目の中で取り組みをさせていただいております。なおかつ、今年度について言えば上半期の、先ほど申し上げたように金額はちょっと別にしまして、収益が芳しくなかったということになっておりますので、今の段階では、なるべく効果が早く表れる取り組みと、そういったことについて率先して取り組んでおります。例を言えば、診療報酬の加算を取れるやつは取りにいくということと、丁寧な入退院支援をすることによりまして、在院日数をある程度病院でもコントロールさせていただくというような即効果があるという対策に取り組んでおります。

今後なんですが、当然、申し訳ございませんけど、例えば経営に関して言えば、いろんな研修会とか参加しながら私たちも知識とか、情報は入れているところなんですが、しいて言うなら、例えば専門家と言われればそうではございませんので、経営改善が芳しくなかった場合には一つの手段として経営コンサルタントというのも手段としてはあるのかなと、そういうふうに思っております。

- 〇議長(藏原博敏君) 谷﨑利浩君。
- ○4番(谷崎利浩君) 今回3億3,100万円ということですけれども、これは病院側からの 算定基準でありまして、財政課から見るとやっぱり交付税内に押さえたいというのが本音だ ろうと思います。

そこで、どの基準、交付税から先を貸し付けにすると、例えば平成27年3月9日の議会では、私とのやりとりの中で、交付税の算定基準を超えたら貸し付けにするみたいなニュアンスの回答で受けたこともあります。そのとき、私もあんまり知識がありませんでしたので、そのように覚えているんですけれども、今後どこから貸し付けにするのか。病院側からの法定内繰出基準を超えたら貸し付けにするのか。それとも、交付税も金額の確定はなかなかし

ないと思うんですけれども、それを超えて、要は今の時点では何千万円かは一般会計、自主 財源からの繰り出しがあると思いますので、その部分を貸し付けという形で、河崎さんは、 そのほうがいいと言われるんですけれども、どの基準でするのかをここでちょっと明確にし ておいていただきたいんですけれども。

- 〇議長(藏原博敏君) 財政課長。
- **〇財政課長(山口貴生君)** ただ今のご質問にお答えをいたします。

そもそも普通交付税の算定にあたって、どの事業もそうですけれども、全額それで見てあるかというのにはちょっと疑問があります。病院事業も同じなんですけれども、先ほどの回答で言ったように、普通交付税では平成29年度算定では約1億8,000万円が見てあって、特別交付税のルール分で9,500万円程度が見てあると。総額にすると2億8,000万円をちょっと超えるような数字になるんですけれども、考え方なんですけれども、どの事業についても全額が交付税措置として、その算定には入れてあるけれども実態に合った形で見てあるというふうには言えないんですね。というのが、例えば患者輸送費なんかは1台幾らという形で算定しますので、阿蘇市が何台出しても、結局その基準を超えるような額については基準財政需要額に入れることができないと。つまり、全国統一の水準でいくがために、結局実態に即してないということでの措置になっていますので、結論から言うと医療センターが基準内ということでの額を示すんであれば、協議の結果ではありますけれども、当然基準内繰出の数字でございますので、そこまでは認めてもいい金額だと思います。それを単純に超える分について、当然貸し付けだとか、そういった形での運用になるかと思います。

○議長(藏原博敏君) 他にありませんか。

7番、市原正君。

○7番(市原 正君) 7番、市原です。

この問題については、財政課と、それから医療センターの事務局長に伺いたいんですが、 先般、市政報告会の中で、ある市民の方が、医療センターは赤字が出ててもいいと。議員が 医療センターの赤字をうんじゃこんじゃ言うのはおかしいと、そういう話をされた市民の方 がいらっしゃるそうですが、ですから私は今後、医療センターの赤字のことについてはいろ いろ言いたくないと思っておりましたが、ただ上限は決めとかないかん。これだけになった ら、いくら私でも黙っとるわけにはいかんという上限は聞いとかないかんと思いますので、 これから聞きますが、医療センター事務局長、累積赤字がどれだけになったら、私が発言を していいですか。

それと、財政課長、市の医療センターへの繰り出しがどれだけになったら私が医療センター、問題じゃないかという発言をしていいか、その答弁を求めたいと思います。

- 〇議長(藏原博敏君) 医療センター事務局長。
- ○阿蘇医療センター事務局長(井野孝文君) お答えしたいと思います。

議員おっしゃいましたように、市政報告会に私も参加させていただきまして、いろいろ病院に関するご意見とかいただきました。その中で、地域の基幹病院として救急医療とかを担っているから助かっていると、感謝していると、また支援もしたいというありがたいお言葉

もいただきました。ただ、そのときもお答えしたんですが、だからといって独立採算の原則 がある以上、きちんと企業努力はして、例えば赤字だから市に頼ってお金をもらえばいいと いう問題ではないということは、きちんと答弁はさせていただいたつもりではあります。

今おっしゃいましたように、新病院を建設いたしまして、一応不可抗力の部分も多々あるんですが、結果として単年度の収益が赤字、結果として単年度が積み上がった累積が赤字というようなことになっております。ただ、前回決算のときでも報告させていただきましたが、現金として、それだけの赤字が発生しているのではなくて、結局損益計算書の中で会計上の赤字として計上せざるを得ないというような部分もあります。そこはまた丁寧にご説明をしていかなければならないという認識はあります。ただ、とりあえず病院の企業努力して言えることは、経費負担の原則の中で一般会計から基準内の繰出金を、そこはありがたくいただくとして、それ以外の部分はきちんと病院の中で企業努力をしながら、それを含めた上での黒字化を目指すと。結局、単年度の赤字額を、要はプラスマイナス0まで持っていきながら、そしてそれが成功すれば、それをもってして累積赤字の減少につなげていくと。それが病院としての経営上の最大限の課題だというような認識をもって取り組んでおります。

- 〇議長(藏原博敏君) 財政課長。
- **〇財政課長(山口貴生君)** 2点目のご質問にお答えをしたいと思います。

繰出基準というのは、当然病院の使命、役割のところで再三、要は収益を求めることができない部分、その分についての基準でございますので、この法定内基準であれば当然出された金額については出すべきものだと思っております。どこからが危ないかということでのご質問は想定はしていなかったんですけれども、法定内基準を超えて、法定外基準等によって、正当な理由もなくお金を出すようなことがあるときに、当然ご指摘を受けるべきものだと思っております。

- 〇議長(藏原博敏君) 市原正君。
- **〇7番(市原 正君)** 財政課長から、今そういう答弁をもらいましたので、法定内のそれ を超えた時点で、私どもからはいろいろ意見を申し上げたいと思います。

それから、医療センターの事務局長、先ほど赤字を減らすというのはわかるんです。企業努力をしているというのもわかるんです。でも、私が聞いているのは、最終的に今それだけしても累積赤字 18 億円になったんでしょう。ですから、それがどれだけになったときに私が医療センターに対して、事務局長に対して、どうだこうだという意見を言えるのかという、その基準を出してくれと言っているんです。

- 〇議長(藏原博敏君) 財政課長。
- **○財政課長(山口貴生君)** すみません、先ほどの回答にちょっと補足をさせていただきます。法定外の繰り出しについても、正当な理由がある場合は、ちょっと除かせていただきます。
- 〇議長(藏原博敏君) 医療センター事務局長。
- **○阿蘇医療センター事務局長(井野孝文君)** どれだけかと言われると、明確なお答えはできません。現段階でも 18 億円の累積赤字を出しておりますので、ご指摘いただいて当然だ

と思いますし、これがまた今後増えることがあれば、私たちの努力が足らなかったということもご指摘いただくべきだと思っております。ただ、例えば資金不足、平成 29 年度出たわけなんですが、2%ですね。ちなみに総務省の基準が 20%でした。だから、例えばそれを 2%と 20%で 10 分の 1 じゃないか、だからとかいうことを言いたいわけじゃなくて、当然、財政指標も、他の一般会計もございますように、きちんと、例えばどれだけそういった指標の中で、いわゆるイエローカードとか、レッドカードとして国が介入すべきだとか、そういったのがございます。ですから、当面はそこまで危機的な状況に陥っているわけではないんですが、当然今の状況をよしとしているわけじゃなくて、小さな努力を積み重ねながらも少しでも経営改善に努めていくとしか今の現段階ではお答えができないと思います。

- 〇議長(藏原博敏君) 市原正君。
- **〇7番(市原 正君)** 医療センターの今の局長の話を聞くと、もう次の議会からまた質問をしていいと取っておりますが、その辺は判断をしながらしたいと思います。

それから、もう1点聞きたいんですが、医療センターの事務局長は、今、医療センター、 企業会計の全適用を受けてやっていますが、この全適を外すというようなことは考えていま せんか。その点について、答弁を求めたいと思います。

**〇議長(藏原博敏君)** 市原議員に申し上げます。議案の内容から少しはずれていますので。 ただ、答弁があったらお願いします。

医療センター事務局長。

- **○阿蘇医療センター事務局長(井野孝文君**) 今のところ、全適を変えることは考えておりません。
- ○議長(藏原博敏君) 他に質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(藏原博敏君) 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 13 議案第 88 号 市道路線の廃止について

日程第14 議案第89号 市道路線の認定について

〇議長(藏原博敏君) お諮りいたします。日程第 13、議案第 88 号「市道路線の廃止について」及び日程第 14、議案第 89 号「市道路線の認定について」の 2 件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(藏原博敏君) ご異議なしと認めます。よって、日程第 13、議案第 88 号「市道路線の廃止について」及び日程第 14、議案第 89 号「市道路線の認定について」の 2 件を一括議題とすることに決定いたしました。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

〇土木部長(阿部節生君) ただ今、一括議題とさせていただきました議案第 88 号、市道路線の廃止について及び議案第 89 号、市道路線の認定についてご説明申し上げます。

議案集の 7 ページをお願いいたします。併せて、説明資料といたしまして別冊 10 を添付しておりますので、ご参照ください。

議案第 88 号、市道路線の廃止についてでありますが、提案理由として、本件は道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき市道路線を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

路線につきましては、路線番号 2519 番、路線名、今町鷲の石 3 号線、延長 2,562mと、路線番号 2520 番、路線名、小倉堤防線、延長 376.5mの 2 路線でございます。

今回の廃止路線につきましては、別冊 10 の 2 ページをお開きいただきたいと思います。 黄色の波線で表示しておりますが、現在熊本県が行っております黒川激特事業による小倉遊 水地の整備に関連して行うものでございまして、黒川の左岸堤防で囲ぎょう堤と越流堤の一 部となる小倉堤防線は、増水時の通行が困難となることから廃止するものでございます。

また、遊水地の中央部を東西に貫きます今町鷲の石3号線については、起終点が市道に接続してないことが今回の県との協議の中で判明いたしましたため、一度廃止を行い、再認定をするものでございます。

引き続き、議案第89号、市道路線の認定について、ご説明申し上げます。

議案集の8ページをお願いいたします。提案理由として、本件は道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、別冊 10 のページ順に説明させていただきたいと思います。

別冊 10 の 2 ページに赤の実線で表示しております、先ほど廃止を提案いたしました路線番号 2519 番、今町鷲の石 3 号線は、小倉遊水地の整備に伴う路線で、今町字宮の本から山田字上浜までの約 2,800mの路線でございます。

続いて、3 ページに赤の実線で表示しております路線番号 1481 番、内牧坂梨旧道 1 号線は、現在熊本県が整備を行っております県道内牧坂梨線バイパスの旧道になる路線でございまして、手野字中園から手野字湯の口までの約1,150mでございます。

続いて、4 ページに赤で表示しております路線番号 1482 番、内牧坂梨旧道 2 号線は、同じく県道内牧坂梨線バイパスの旧道でございまして、三野字城山の県道別府一の宮線から三野字中須までの約 1,830mです。また、この旧道とバイパスを結ぶ路線番号 1485 番、吉田 2 号線は、三野字吉田から三野字身請田までの約 320mの路線でございます。

続いて、5 ページに赤で表示しております路線番号 1483 番、内牧坂梨旧道 3 号線は、同じく県道内牧坂梨線バイパスの旧道でございまして、三野字近田から北坂梨字番手までの約1,300mでございます。

続きまして、6 ページに赤で表示しております路線番号 1484 番、内牧坂梨旧道 4 号線は、同じく内牧坂梨線バイパスの旧道でございまして、中坂梨字番手から坂梨字平口の国道 57 号までの約 2,040mとなっております。

続きまして、7 ページに赤で表示しております路線番号 2757 番、黒流 7 号線は、現在熊本県が行っております黒川激特事業による黒流地区の輪中堤の一部となる道路でございまし

て、黒流町字長通から字八反畑までの約 360mでございます。また、集落とその路線を結びます路線番号 2758 番、黒流 8 号線は、黒流字八反畑から同じく八反畑までの約 140mとなっております。

以上、計8路線の認定を今回お願いするものでございます。

なお、県道内牧坂梨線の旧道となります4路線につきましては、現在県においてバイパス 工事中でありますので、今後工事完了後の供用開始にあわせまして、県から正式に引継ぎを 終えた後に供用開始の告示を行うこととなっております。

以上、議案第88号及び議案第89号については、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(藏原博敏君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。 17番、古木孝宏君。
- O17番(古木孝宏君) 17番です。

今、市道の認定で内牧坂梨旧道 2 号、3 号、4 号とありますが、これはこれでいいですよね。ただ、見てみると 2 号と 3 号の間、3 号と 4 号の間、現道がありますよね。これは、もう今後このままですか。

- 〇議長(藏原博敏君) 土木部長。
- **〇土木部長(阿部節生君)** 今回、認定を行う路線につきましては、あくまでも県道のパイパスとして工事を行う旧道の部分でございまして、それ以外の部分につきましては、引き続き県道として県が改良を行いまして管理を行うということで、県道拡幅等の改良を入れるように聞いております。
- 〇議長(藏原博敏君) 古木孝宏君。
- **O17 番(古木孝宏君)** 現道をそのまま改良するというようなことでいいですか。そういう捉え方で。ちょっとそこに無理がありはしないかなと思う場所もありますが、そのとおりでよろしいですか、
- 〇議長(藏原博敏君) 十木部長。
- **〇土木部長(阿部節生君)** 基本、現道を拡幅して改良すると聞いております。ただ、一部 用地等でできないところなどが残るかもしれませんが、とりあえずパイバス計画ではないと 聞いております。
- ○議長(藏原博敏君) 18番、田中則次君。
- **○18番(田中則次君)** 18番、田中です。

今、市道認定ということで、バイパスが通ったら市道認定しますということでございますが、現在の内牧坂梨線の路面の傷み、それに危険箇所、そういうところは引継ぎのときに完全に補修していただけますでしょうか。

- 〇議長(藏原博敏君) 土木部長。
- **〇土木部長(阿部節生君)** 詳細につきましては、今後また調査をいたしまして、当然議員 が言われましたように引継ぎの中で、また県に整備をしていただいて引き継ぎを受けるとい うような流れに基本なっておりますので、そういう形で調査をしながら行っていきたいと思っております。

○議長(藏原博敏君) 他に質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(藏原博敏君) 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

# 日程第15 議案第90号 工事請負契約の変更について

〇議長(藏原博敏君) 日程第 15、議案第 90 号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

十木部長。

**〇土木部長(阿部節生君)** ただ今議題とさせていただきました議案第 90 号、工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

議案集の9ページをお願いいたします。提案理由でございますが、本件は仙酔峡線道路災害復旧工事(その5)他2件、合冊の工事請負契約について、変更契約を締結したいので、阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、仙酔峡線道路災害復旧工事 (その 5) 他 2 件合冊です。変更前の契約金額は 2 億 4,840 万円です。変更後の契約金額は 2 億 3,823 万 4,935 円です。今回、変更による減額が 1,016 万 5,065 円でございます。

変更理由として、道路路肩崩壊箇所の復旧において、現地条件を精査した結果、抑止杭打設工法に変更が生じたことから減額となったものです。

契約の相手方は、記載のとおりでございます。

若干補足説明を行いますと、本工事につきましては昨年の9月議会において議決いただき、 天候等の影響等で若干遅れつつも、来年の1月末の竣工を目途に現在復旧工事を進めている ところでございます。今回の変更につきましては、路肩崩壊箇所の基礎杭の打設に伴う掘削 工法につきまして、試験堀等を行いまして現場条件を精査した結果、施工性が高く、安価で ある工法に変更し、そのため一部の産廃処理が不用となったため請負金額の減額となったも のでございます。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(藏原博敏君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(藏原博敏君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

# 日程第16 議案第91号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

○議長(藏原博敏君) 日程第 16、議案第 91 号「熊本県市町村総合事務組合規約の一部変 更について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(髙木 洋君) 議案書の10ページをお開きお願い申し上げます。

ただ今議題としていただきました議案第 91 号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変 更についてご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますけれども、本件は熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更したいので、地方自治法第 290 条の規定により構成団体、70 団体になりますけれども、各団体の議会において同文の議決を求めるものでございます。

11 ページをお願いします。11 ページの別表第 1 に組合を組織する地方公共団体ということで 70 団体記されております。この中で、構成団体であります地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合につきまして、本年、平成 30 年 10 月 1 日から、その名称が「くまもと県北病院機構設立組合」へと変更になっております。このことから、11 ページ、別表第 1 の下線部分、変更前で申し上げますと、地方独立行政法人、この言葉がなくなっております。また、めくっていただきまして 12 ページになります。ここにつきましても、地方独立行政法人という名称がなくなっているところであります。

10 ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この規約は地方自治法第 286 条第1項の規定による熊本県知事の許可があった日から施行し、この規約による改正後の熊本県市町村総合事務組合規約の規定は、平成 30 年 10 月 1 日から適用するものとなっております。

なお、本件につきましては、昨年9月、第4回の定例会でございましたけれども、「公立 玉名中央病院企業団」から「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」と変更の議 決をいただいたところであります。しかしながら、本年10月1日付けで頭の部分、「地方独 立行政法人」という言葉がなくなりましたので、今回同文議決ということで上程をさせてい ただいております。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長(藏原博敏君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(藏原博敏君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

# 日程第17 議案第92号 訴訟の和解について

O議長(藏原博敏君) 日程第 17、議案第 92 号「訴訟の和解について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長(吉良玲二君) それでは、ただ今議題としていただきました議案第 92 号、訴訟の和解について、提案理由といたしまして、本件は賃料等請求事件について裁判上の和解を成立させたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、説明させていただきます。

14 ページでございます。第1、事件番号及び事件名、熊本地方裁判所平成29年(ワ)第

592号、賃料等請求事件。

- 第 2、当事者。原告、阿蘇市。被告、株式会社阿蘇アグリスクエア代表取締役、中山謙吾。 第 3、和解の概要。和解条項。
- 1、被告は、原告に対し、和解金として150万円の支払い義務があることを認める。
- 2、利害関係人は、原告に対し、第1項の債務を連帯保証する。
- 3、被告及び利害関係人は、原告に対し、第1項の金員を平成31年8月末日に限り振り込むということでございます。
- 4、被告及び利害関係人は、その支払いを怠ったときは、平成31年9月1日から支払い済まで年1割の割合による延滞損害金を支払う。
- 5、被告は、原告に対し、平成31年3月末日に限り、このイ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・チでございますが、全員協議会でお配りした地図にあります点を結んだ線内の盛土を撤去して更地にする。
- 6、原告は、被告に対し、盛土の撤去工事に対して、当現場に立ち入ることを認め、ただ し、立ち入る日時等については、原告の許可を得るものとする。
- また、第5項の盛土の撤去工事には原告が立ち会うものとし、撤去工事完成後は、原告の 竣工検査を受けるものとする。
- 7、比較が第 5 項の期限までに盛土の撤去工事を完成しない場合には、原告においてこれを完成させることができ、工事が完了したときは、被告及び利害関係人は原告に対して工事完成後、1ヶ月以内に、上記工事の完成に要した費用を支払う。
- 8、被告及び利害関係人は、原告に対し、連帯して、第7項の金員を、第7項の工事完了後、1ヶ月以内に口座に振り込むというものでございます。
- 9、被告は、熊本県阿蘇市蔵原に所在する土地及び土地の建物の設備及び残置された物等の一切の所有権を放棄し、原告と被告は、原告が残置物等に対していかなる処分をしても、被告が権利主張を行わないことを相互に確認する。
- 10、被告は、原告に対し、熊本県阿蘇市蔵原に所在する土地の建物の鍵を本和解成立と同時に原告に引き渡し、原告はこれ(ら)を受領する。
- 11、原告、被告及び利害関係人は、原告と被告の間、及び原告と利害関係者の間には、本件に関し、本書に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
  - 12、原告は、その余の請求を放棄する。
  - 13、訴訟費用は各自の負担とする。

説明は以上でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

- ○議長(藏原博敏君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。 18番、田中則次君。
- **〇18 番(田中則次君)** 裁判所より提出された内容について、3 点お尋ねします。

まずはじめに、先日配付された内容の中で、「改修のための構造図がないため」とあります。つまり、管理保守の不備による場合、行政の書籍の管理は旧阿蘇町からずっと続いてきているわけでございますが、その書籍について、どのように考えておられるか。

そして、またこれから先もそういう公文書についての管理はどのようにやっていかれるか について、まずお尋ねします。

次に、裁判所からは、被告は150万円の支払いをするということでございますが、今日まで被告とのやりとりの中で、非常に議会の中にも信頼がいまいちと、いまいちの意見があります。支払期日が来年の8月とある中で、当の中山氏も、他の行政、その他いろいろの中で仕事をされていると思いますので、もしやそういうことはないと思いますが、こういう中でここまで来た以上は150万円の供託を裁判所にできないか、していただけないかというような考えはないかということが一つ。

それと、土砂の撤去について、もし被告が執行しない場合は行政でやって、その代金を請求するというようなことが書かれております。やっぱりこの期に及んでそこらまでいくと、またいろいろな問題が出てきかねない。そういうようなことも考えております。

その3点についてどういうふうにお考えか、お尋ねします。

- 〇議長(藏原博敏君) 経済部長。
- **〇経済部長(吉良玲二君)** まず第1点の阿蘇町から引き継いでいる書籍でございますが、本来ならば当然あるべきと思っておりますが、その当時のことを私どももこの案件が出て確認しましたところ、非常にその構造図なるものが当時においてはない場合もあったのではないかと専門家のご意見と、それとそれにつきまして、公共工事の場合はそれができ得たような時代があったということをお聞きしております。これにつきましては、随分探しましたけれども、それはありませんでした。

今後の管理につきましてでございますが、今後はこのようなことがないように、建物が動いた場合とか、譲り渡すとき等は厳重なる管理をしてまいりたいと思います。

それと、2番の 150 万円の支払いということでございますが、まず議員がおっしゃるのは 供託をできないかということでございますが、今回は利害関係人として連帯保証するという ことで、それに代わるものだと期待しているところでございます。

それと、この連帯保証は、当然強制執行ができますし、そもそも和解そのものが双方の意見を聞いて、この8月末の支払いということは、本人様も支払える見込みがあるということで和解条項にうたわれているものでございます。

それと、土砂撤去につきましても、これまでの経緯があるということでございますが、これにつきましても和解案の中で裁判官が双方聞く中で、この期間内に支払わせていただきたいということでなっております。これが2番、3番につきまして判決となりました場合も、同様な意見がなくてもできない場合は強制執行等が発生しますので、今回の和解案でも判決と同様な成果が得られるものと考えております。

- 〇議長(藏原博敏君) 田中則次君。
- **○18 番(田中則次君)** この調停案というのは、裁判所が出してこられたことでありますでしょうけど、要するにこれを本裁とかに持ち込んでも、これ以上のものは求められないと私は思うんですよ。やっぱり本裁とかに持ち込めば、それだけの弁護費用も要るし、何も要るから、仮にこれが450万円取れたって弁護費用が150万円もかかったら同じだし。そのよ

うなことだと思いますけれども、そういうようなことを勘案しながらの提案だとは思います。 そういうことで、議会に承認を問われているということでございましょうけど、これはまた 経済建設委員会で十分審議された上で報告があると思いますので、私はこれで終わりたいと 思います。

以上です。

○議長(藏原博敏君) 答弁ございますか。よろしいですね。

他にありませんか。

7番、市原正君。

○7番(市原 正君) 7番、市原です。

今、田中議員のほうで質問されましたが、私も同感であります。経済部長は、この保証人に立っていると。それで、これはあくまでも、どうしてもこの強制執行ができると、そういった答弁をするけれども、やはり供託金として、それぐらいの要求はしてもいいんじゃないかと思っていますよ。だって、今回の件でも、阿蘇市の主張は 35%しか認められてないんですよ。だから、本当ならば痛み分けでもいいんですよ、五分五分でも。でもそれが 35%という中では、やはり 150 万円の供託というのはどうしても主張すべきじゃないんですか。

### 〇議長(藏原博敏君) 経済部長。

**〇経済部長(吉良玲二君)** 先ほど第 1 点で 35%ということでございますが、今回 150 万円と合わせて土砂の撤去も入っております。これは、こちらで試算したところ、650 万円程度になっております。それを合わせますと、こちらの訴訟した額が金額にしますと 1,060 万円でございまして、土砂撤去に合わせますと今回の和解提案の中で 780 万円程度がうたってございます。そうなりますと、1,600 万円分の 780 でございますので、請求額そのものの73.6%が、この中で認められるようになっております。ただ、先ほど申しましたとおり、今後判決になりますと、弁護士に聞いたところほぼ 1 年ぐらいじゃないかと。判決が出て、また訴訟されると、また再度かかるということを考えますと、今回の和解案を乗るべきではないかと思っております。

それと、供託金でございますが、何分、供託で出せるぐらいならば 150 万円を払えるんではないかと思っておりますし、どうしてもその中で被告の弁護士を通した中では、それを 8 月にしてほしいということも伺っておりますので、判決にいたしますとどういう内容が出るかわかりませんが、今回の和解案としては、何度も申し上げますが、70%以上を勝ち取っているという認識を持っております。

〇議長(藏原博敏君) 他にありませんか。

2番、竹原祐一君。

○2番(竹原祐一君) 2番、竹原です。

今、75%以上こちらの言い分で勝ち取っていると、そういうふうにおっしゃいましたが、 実際にいこいの村で改修工事をたしかアグリスクエアさんの要求で5箇所ぐらいやった記憶 があるんですよね。そのとき改修工事をやって、実際にはそれまで使ってないと。そういう ことであれば、あのお金は市民のお金ですよね。税金で改修して、実際アグリスクエアさん も使ってない状態で今まできたと。ですから、最大限その改修工事も当然含めるべきだと私 は思います。それと同時に、アグリスクエアさん、中山さんを選んだ選定委員会、この責任 ももうちょっとはっきりとしていただきたいと。ですから、その辺をちょっとお願いします。

〇議長(藏原博敏君) 経済部長。

**〇経済部長(吉良玲二君)** まず、改修工事の件でございますが、改修工事につきましては、 平成 25 年からだったと思いますが、それまでにしておきまして営業されたことで、ただそれにつきましては今回の、当初申しました構造図の問題で、それからずっともめている問題で、当初被告は、支払った賃料まで返還してくれという訴訟でございましたので、その中では、この和解案は一定の成果を上げていると思います。

それと、認定につきましては、当時のいきさつがあると思いますし、その中での構造図に 熊本地震ということで、非常に想像できない条件がそろっておりまして、そういうのを勘案 しますと、またここで当初から遡ってするというと、また新たな訴訟を打たなければならな いということになりまして、時間がものすごく経過すると思いますので、おっしゃっている ことはわかりますが、今回の和解案につきましては、これを一定の評価としてご了承してい ただければ大変ありがたいと思っております。

○議長(藏原博敏君) 他にありませんか。

17番、古木孝宏君。

- **〇17 番(古木孝宏君)** 別にありませんが、この和解条項の中の 10 番の文言の中の最後の、「これらを受領した」とありますが、これはこのとおりでよろしいですか。「これら」、かぎと書いてありますが、「ら」は何ですか。
- 〇議長(藏原博敏君) 経済部長。
- **〇経済部長(吉良玲二君)** これは、まず文書につきましてでございますが、これは裁判所の裁判官がお書きになったそのものでございまして、「ら」はその他という意味でございます。
- 〇議長(藏原博敏君) 古木孝宏君。
- **O17 番(古木孝宏君)** そのまま書いたと言っていますが、これは終わった後の話でしょう。終わってないのに受領したというのは、ちょっとおかしいんじゃなかろうかと思いますが、このとおりでいいですか、進めて。
- ○議長(藏原博敏君) まちづくり課長。
- **○まちづくり課長(荒木 仁君)** この文言については、ちょっと確認しましたところ、和解と成立に同時に受け渡しをするということで過去形にされているということで聞いております。
- ○議長(藏原博敏君) 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(藏原博敏君) 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、議案等の質疑が終わりました。

各常任委員会付託につきましては、議案第76号から議案第92号までをお手元に配布して

おります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。 本日は、これにて散会いたします。大変お疲れでした。

午後1時44分 散会